

平成30年12月3日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	15番	寺尾	高良
2番	橋本	正敏	16番	栗原	吉平
3番	田中	栄一	17番	樋口	良夫
4番	堤	康幸	18番	三角	真弓
5番	高橋	信広	19番	井本	政弘
6番	小川	栄一	20番	中島	富定
7番	石橋	義博	21番	森	茂生
8番	伊井	渡	22番	栗山	徹雄
9番	牛島	孝之	23番	井上	賢治
10番	萩尾	洋	24番	松崎	辰義
11番	角田	恵一	25番	樋口	安癸次
12番	服部	良一	26番	川口	誠二
13番	中島	信二			

2. 欠席議員

14番 吉田 達志

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
主任	服部	敬
書記	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	中園	昌秀
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
税	務	丸山	隆
環	境	原田	英雄
健	康	橋爪	美栄子
建	設	山口	英二
都	市	原	寿之
農	業	原	信也
学	校	原	亮一
ス	ポ	池田	孝治
観	光	田代	秀明
振	興		
係	長		

議事日程第2号

平成30年12月3日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 小川栄一議員
- 2 伊井渡議員
- 3 堤康幸議員
- 4 高橋信広議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。伊井渡議員、堤康幸議員、高橋信広議員要求の資料並びに説明員名簿の追加表をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいま出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書きの規定によりタブレットに配信をいたしておりますので、御了承願います。

なお、石橋義博議員から一般質問の取り下げがありましたので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。6番小川栄一議員の質問を許します。

○6番（小川栄一君）

おはようございます。6番小川栄一です。一般質問よろしくお願いいたします。

本日お尋ねする内容ですけれども、都市計画マスタープランが、コンサルタント会社も決まり少しずつ進んでおります。その中で、コンパクトシティ・プラス・ネットワークという特定のテーマが挙げられておりましたので、この件についてどういう意味なのか、そして、これからマスタープランがどういう形で進んでいくのか、そのあたりを一度お聞きしたいと

思います。

そして、それを踏まえた上で、今後のまちづくりに関して市の考え方をお尋ねしたいと思
います。

質問事項の中に、本庁舎、体育館、市営住宅などなど、個々の施設の名前を挙げてはおり
ますけれども、本日お尋ねするのはその個々の話ではなくて、まち全体の中でこれからこ
ういう公的な施設がどういう形で配置されていくのか、それがどういう意味を持つのか、さら
には、10年後、20年後、さらに50年後に八女市がどういう形のまちづくりをなされていく
のか、そのあたりを主にきょうはお尋ねしたいと思います。よろしくお尋ねをしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。6番小川栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、都市計画マスタープランについてでございます。具体的には、業者プロポーザルの
特定テーマとして、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進し、都市のスポンジ化
を抑制する上で地域公共交通施設との連携に関する手法を説明することとあるが、市の具体
的な構想はという御質問でございます。

八女市では、八女市都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画策定の委託業者選
定をプロポーザル方式により実施し、プロポーザル2次審査評価項目の一つとして、特定
テーマを含む企画提案書の提出を求めています。

プロポーザルを実施した経緯といたしましては、特定の課題を設定し、各業者の経験や専
門的な視点から、課題解決の手法や手段を提案していただき、計画作成能力を評価するため
実施したものです。今後、両計画を作成していく中で具体的な構想が明確にされた際は、計
画の中に盛り込んでいく予定でございます。

次に、今後のスケジュールについてでございます。

今年度は、市民アンケートや他部局などで実施済みのアンケートなどの既存資料を活用し
て、八女市の現状分析を行い、課題や問題点の洗い出しを実施いたします。

次年度以降は、課題や問題点をもとに、都市計画区域内の都市づくりの方向性の検討を実
施する予定でございます。

最終的には、平成32年度末までに計画の策定を完了する予定でございます。

次に、公共施設の建てかえ計画についてでございますが、本庁舎、体育館、市営住宅、さ
らに公立病院などなどの新築、再整備が計画されようとしているが、マスタープラン、また、
まちづくりとの関連をどのように進めていくのか、その構想はというお尋ねでございます。

八女市公共施設等総合管理計画で示す公共施設などの総合的な管理に対する基本的な考え
方や取り組みの方向性に基づき、現在、各担当部署において、施設類型ごとに長寿命化計画

や施設再配置計画などといった具体的な取り組みを実践していくための個別施設計画の策定を進めております。

個別施設計画に掲げる公共施設につきましては、共通したエリアマネジメントを図る必要がありますので、計画策定、または改定により、都市計画マスタープランとの整合を図ってまいります。

以上、御答弁を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○6番（小川栄一君）

まず、都市計画マスタープランの基本的なところからお尋ねをしたいと思いますけれども、例えばここに、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進するということが、これは一つの課題として出されたことと答弁の中にありますけれども、これを課題として出された意味をまず教えていただけませんか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

このコンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進し、都市のスポンジ化を抑制する上で地域公共交通施設との連携に関する手法を説明するということが、これはプロポーザル方式での業者の選定に当たりまして、その委託業者の選択肢として具体的に市が投げかけたものではございませんで、国の方針の一つとして、都市の集約型を目指してそれぞれの自治体で、人口減少等、そういった形で、都市の継続を進めていく上での方策の一つのテーマとして挙げておりますので、その中で一般的なことで業者選定の一つとしてテーマを投げかけたわけでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

今のお答えですと、必ずしも市がコンパクトシティ・プラス・ネットワークを目指しているわけではない。国はこれを一つの方針として打ち出しておりますけれども、そういう意味でここに特定のテーマとして出したわけではないと理解してよろしいですか。

○都市計画課長（原 寿之君）

それにつきましては総合戦略のほうでもうたっておりますので、まずは、今、委託してありますコンサルと一緒に、その中で今の八女市の現状、課題、そういったものを精査してから計画を進めていく予定にしておりますのでございます。

○6番（小川栄一君）

重ねてお尋ねになりますけど、必ずしも八女市がコンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進する都市計画にいくわけではないと理解してよろしいですか。

○都市計画課長（原 寿之君）

それも一つの方法というか、そういう状況があるならばそれを改善するとか、そういった形での施策等を考える必要はあるかと思えますけれども、八女市における状況をまずは正確につかみたいということが一つの今のところの考えでございます。

○6番（小川栄一君）

具体的な業者への発注のやり方なんですけれども、このプロポーザルにおいて特定テーマを決められて、これの成績といたしますか、評価によって、このコンサルタント会社を選ばれたということでしょうけれども、そしたら、要するに会社の能力をこのテーマによって評価したと。これからの話は、このコンサルタントがどういう問題を出してくるかということによると理解していいですか。

○都市計画課長（原 寿之君）

業者選定に当たりまして、一つの同じテーマを出すことによりまして、それぞれの受託者がどういう考えを持っているか、そういったものを判断材料の一つとして設けたわけでございます。その選択した中で、いろんな他の都市で計画をつくっている状況等もありますので、そういったのを総合的に判断してから選定を行ったところでございます。

○6番（小川栄一君）

問答が行ったり来たりしますので、もう一度確認です。

八女市が、国が示しているようなコンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進していくということを今の段階で決めたわけではないと理解してよろしいですか。そのお答えによって、今から先の質問のやり方が変わってきますけど、よろしいですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今までの質問の流れにつきましては、都市計画マスタープランの業者選定に当たっての御質問のやりとりだったかと思っておりますけれども、今の御質問につきましては、市がどのようにコンパクトシティ・プラス・ネットワークについて考えているのか、推進していくのか、そういった御質問でございますので、私のほうから御説明させていただきたいと思えます。

市としましては、コンパクトシティの位置づけとしまして、総合戦略におきまして小さな拠点づくり、それからコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進、こういったものについて、地域の実情に応じたまちづくりを推進していくといったことで掲げさせていただいておりますので、まだ具体的な施策には至っておりませんが、方向性としてはそういったものを推進していくという形では考えているところでございます。

○6番（小川栄一君）

そしたら、国が示しているコンパクトシティ・プラス・ネットワークの方向を八女市とし

でも目指していくと。これは確認ですけど、そういう方向でこれからのまちづくりを進めていかれるということで理解してよろしいですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

これから向かいます人口減少、それから高齢化社会に対応するのに、各地域で今問題になっておりますような空き家の問題でありましたり、そういったものに対応するために、それと、地域の暮らしを維持していくためにどういった方策があるのかということは、これからも考えていかないとはいけませんけれども、国が示しておりますコンパクトシティ・プラス・ネットワーク、これまではコンパクトシティという表現がよく使われておりましたけれども、コンパクトシティという考え方にプラスしてどうつないでいくのか、こういったことが今の国の施策として挙げてこられておりますので、市としましても、これに沿ったような形で今後検討していかないといけないのかなと考えているところです。

○6番（小川栄一君）

わかりました。

都市計画マスタープランというのは、読み方によってはまちづくり全体のことと捉えがちなんですが、基本的には土地の利用など、都市化をどこに持っていくかということが中心になったプランだと理解しますが、もしそういうことを今から制定するというのであれば、八女市のどのあたりを都市化するのか、どのあたりの土地の利用をどうするのかということが明確に目標として示されなければ、なかなか難しい問題ではないかと思います。例えば、今の段階でマスタープランをつくってしまって、後でここにこういう施設が必要だったなどということになると、なかなか難しいと思いますけれども、相当のところまでこれからのまちづくりと関連したマスタープランの策定が必要だろうと思います。どのあたりまで視野に入れて土地利用などの計画をされていくおつもりなのか、お尋ねいたします。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えします。

都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定につきましては、都市計画マスタープランと双方ですけども、都市計画区域内での計画になってきます。

しかしながら、八女市全体を捉えた形で見まして、その中で都市計画区域内の計画を策定するというので、主に市街地での計画の範囲でのエリア、ゾーン、そういう形の今後の計画になってきますけれども、他の計画と整合性等を図りながら進めていきたいと考えているところでございます。

○6番（小川栄一君）

企画政策課との関連が強くなっていると思いますので、後でちょっとそれはまとめてお話

しすることにして、先にマスタープランのこれからの計画だけちょっと教えていただけませんか。大体どのあたりをめぐりにマスタープランをつくられるのか。そして、ほかの計画との整合性をどんな形でとっていかれるのか。そして、マスタープランができた段階で、まち全体の総合的な計画というのができ上がるものなのか、そのあたりの計画をお示してください。

○都市計画課長（原 寿之君）

都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定におきましては、本年度、業者選定が終わりまして、来年、平成31年度、平成32年度で計画の策定を目指しているところでございます。

本年度につきましては、まず、基礎調査ということで市民アンケート等の実施を考えているところでございます。

それから、平成31年度につきましては、各庁内との検討会、あるいはまた必要に応じまして協議会等の新たな設置も含めて検討して、各部署との計画との関連性、施策方針等を調整しながら進めていきまして、また、国、県との調整等も必要になってきますので、そういった形で進めていこうという予定で考えております。

○6番（小川栄一君）

今のお話を踏まえた上で、次に移りたいと思います。

現在、本庁舎の建てかえの計画が進んでおります。それから、私が御質問した中で、体育館などの体育施設の再整備も必要になってくるだろうということです。さらに、市営住宅も、北平塚の市営住宅は更地になって計画が進んでいる。さらに言うと、直接八女市の問題ではないかもしれませんが、公立病院の再整備なども絡まってきております。

こういう中で、今のお話と結びつけてぜひ考えたいんですけれども、将来にわたって、こういう公的な機関などをどこに配置するのか、どこをやめて、どこを再整備するのかというのは、まちづくりをやっていく中で非常に大きなポイントだろうと思います。先ほどのマスタープランの件も含めて考えたときに、八女市全体を見て、もっと端的に言えば、どの地区をどういう機能を持たせた地区にするのか、どの地区に医療関係の地区を持っていくのかとか、そういう将来にわたっての大きなまちづくりのいろんな問題が非常に緊密な形で絡まってくるだろうと思います。コンパクトシティ・プラス・ネットワークという、そのネットワークというのは多分そういう意味が入ってくるのではないかと思いますけれども、そういうことを考えたところで、これから先のまちづくりの中で、マスタープランと総合計画との兼ね合いですね、このあたりを企画政策課のほうでどんなふうこれから先、持っていくのかをお尋ねいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

まちづくりの構想と公共施設のあり方につきましては、密接な関係があると考えております。

市では、総合計画や総合戦略がその構想の役割を果たしていると認識しているところです。まちづくりを進めるに当たっては、行政運営の総合的な指針であり、地域づくりの最上位計画に位置づけております総合計画に基づいて事業実施を現在も行っておりますし、これからも行っていくものでございます。

それと、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、市における人口減少対策を総合的かつ効果的に推進していくために策定しております。八女市人口ビジョンで示した目標人口を達成するために必要な政策分野をこれからも取り組んでいく形になっております。

こういった観点から申しまして、この総合計画、総合戦略につきましては具体的な場所を示すものではございませんけれども、こういった考え方、そこに示す目標、そういったものを示すことによって各分野での取り組みで具体化されてくるのではないかと考えているところです。

○6番（小川栄一君）

以前、一般質問の中で公共交通網整備の話をお尋ねした中で、日常生活圏という言葉が何度となく出てまいりました。そのときの答弁の中に、旧市町村のエリアの中で日常生活がきちんと成り立っていくような形を目指しているの、それに基づいた公共交通網を考えているんだというお考えを示されたことがあります。それを見ていると、今から先のことを考えたときに、その考え方と国が示しているコンパクトシティとの考え方の中に相当の開きが出てくるような気がします。

先ほどからコンパクトシティ・プラス・ネットワークの指針に沿った形で進めていきたいとおっしゃっているわけですが、そのあたりとの関係は企画政策課としてはどんなふうにお考えになりますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

地域がますますこれから少しずつ縮小していく形の中で、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方では、そのエリア、その集落の機能を維持していきながら、そして、そのエリアが縮小していく中で、持っていない機能は隣のエリアとかで補完し合う、それをつないでいく、そういったもので、ふるさとタクシーであったり、路線バスがあると思っておりますので、その考え方というものは国の考え方とそう変わらないのではないかと私どもは考えているところです。

○6番（小川栄一君）

実は八女市の現状として、ある地区の方が、まずはその方の個人的な理由で、余り地区を

特定してお話をするとなんとなくとまづいと思しますので、少しぼかした話になって申しわけないんですけども、八女市の中心のほうに家を建てられて移ってこられました。それをきっかけにして、その方の周りにその方の御出身の集落の方たちが次々に居を構えられ始めて——福島に近いところと言っておきましょうか、その地区に東部のある地区の方たちが、結果的に6件ほどの一つの集落ができるという形が現在起こっております。これはちょっと非常に端的な例なんですけど、1人の方が中心地に居を移すことによって、その結果として、その方が住まれていた地区が減って、言ってみればなくなっていくような方向が現実の問題として、今、八女市の中で起こっているわけですよね。

そこで考えるのは、結局、端的に言うと、やっぱりこっちのほうが——こっちという言い方はおかしいですね、中心地のほうが住みやすい、便利だ、これは当然そうだと思いますけれども、そちらのほうに寄ってくる現実が進んでいるわけです。それに対して、今までおっしゃっていたような日常生活圏を確立するという言い方が間に合わないような気がしてならないんです。そういう時間がもうない。個人の考えのほうに先に走って、だんだんと東部のほうの集落がなくなっていく、そういう状況がふえつつある。これはこれから先、非常に加速度的に進むのではないかと思っています。

それを踏まえて、国はコンパクトシティという考え方を示しているんだろうと思いますけれども、それに対処する方法として、先ほどからおっしゃっているようなコンパクトシティ・プラス・ネットワークというやり方がどこまで通用するのか、どんなふうを考えていらっしゃるのか、教えていただけませんか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

具体例から申しますと、私どもは、例えば旧町村の部分で、東部のほうで、私もその地域に入らせていただいてお話を聞かせていただくこともございます。そういった中で私どもが感じるのは、やっぱり自分たちが生まれ育ったその地域を愛され、誇りに思われて、どうかこの地域を維持していきたいという御意見で、その地域を維持していくために自分は何ができるのかとか、そういったことをおっしゃっていただく方もございます。

私どもは合併いたしまして、この間、こういった地域で頑張っていたいただいている方々に、どうこの地域にとどまっていたいただいて、その地域を守っていただけるのか、こういったものにどういった支援が必要なのかを探って、これまでも課題に取り組んできたつもりでございます。今後もこの方向性は恐らく市として進んでいくんだろうと考えておりますので、地域で頑張っておられる方がぜひその地域に踏みとどまっていたいただいて、そこに何らかの必要な支援策とかを打っていくべきではないかと考えておるところです。

議員の質問の趣旨とは少し違うかもしれませんが、私どもとしては今このように考

えているところでございます。

○6番（小川栄一君）

おっしゃっている意味はよくわかりますし、私もそう思います。

そしたら、今おっしゃった地元で頑張っていられっしゃる方に支援をしてきた、支援をしていく、今までどういう形で支援をされてきましたか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

これまで取り組んできた内容、幾つもあるかと思えますけれども、1つはふるさとタクシーがございまして、もう一つは光ファイバーの敷設もあるかと思えます。それと、大事な情報を市内全域に平等にお届けするという意味合いで、FMラジオも創設をさせていただいたところです。

こういったもので、どの地域においても情報をしっかりとれる、それから、まだこれから改善等も図っていくことになるかと思えますが、地域の結びつき、ふるさとタクシーでそのエリアを巡回する、そして路線バスにつないでいくとか、そういった流れは他市よりも早く取り組んできたのかなと考えているところでございます。

○6番（小川栄一君）

その政策は評価しますし、他に先駆けて八女市が取り組んできたということで、素晴らしいことと思いますが、先ほどから幾つかの中でお尋ねしていますけど、なかなかそれだけでは今の現状に追いついていないのではないかと私が思っているからお尋ねしているんですね。もっと極端に言えば、それがどの程度功を奏しているかということだと思います。現実には、先ほど部落ごと移ったという言い方は極端な言い方になりますけれども、こういう例はたくさんあります。

東部のある中学生が筑後にある学校に入学して、行き帰りが大変なので、クラブ活動ができない。じゃ、それをどうやって解決するかと思ったら、母親と2人で筑後市にアパートを借りて学校の近くに住んでいるわけですね。そういう状況は多々見られます。そういう状況が非常にふえてきています。もっと言えば、福島まで出るのであれば、もういっそのこと、筑後、それから自分の仕事先に近い久留米、福岡まで出ようと。これは考え方としていい悪いではなくて、自分たちの都合の中で考えれば当然そうなるだろうとは予想できますよね。だから、それ自体がどうこうということではないんですけれども、いい悪いはないんですけれども、ただ、そういうことまで含めて何らかの方策をとっていかないと、この流れはとめようがないところまで来ているような気がするんですね。それが、先ほどからおっしゃっているような今の政策で間に合うのかなという心配は非常にしています。

さらに、何度もしつこくてしようがないんですけれども、やっぱりそろそろ旧市町村での

生活圏を維持するという考え方を少し考えていかないと、現実には政策が間に合わないような気がします。そのあたりを含めて、これから10年先、20年先のことを考えたときに、企画政策課としてどのあたりまで予想していらっしゃるのか、そのあたりをお願いします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

この人口減少の流れと過疎化につきましては、これは全国でも地方都市が持つ大きな課題かと思っています。このため、国もコンパクトシティ・プラス・ネットワークとか小さな拠点づくり、こういったものについていろいろな施策を出してきているところだろうと考えているところです。

今、議員おっしゃいましたように、例えば学校に通う、こういったもので、その地域から離れて、旧八女地区にお住まいになられる、さらには筑後市にお住まいになられるとか、そういった事例もありますよという具体例を挙げていただきました。確かにこれは個々の利便性とかいったものを探っていく中で決断をされて、そのような形をとられたということはあるかと思えますけれども、私どもはどうしても、先ほども申しましたように、その地域で暮らしていただく、そういった取り組みを、繰り返しになっていきますが、これからも探っていくかといけないかと思っています。

人口減少につきましては、これは私たちも将来の30年先もその厳しさというのは、人口ビジョンでも示しておりますように、認識はしているつもりです。その先をどのように考えているのかという御質問に対しては、私どももこの策を打ってどれだけここに踏みとどまっていたかというのまでは持ち合わせておりませんが、これからはしっかりとその地域の課題、そこそこの特性とか、そういったものを見ながらその有効策は打っていくかといけないかではないかと心しているところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

私が通告しました質問から少し離れていきつつありますので、ちょっと戻しますね。

今のような話を踏まえた上で、具体的に本庁舎をどこに持ってくるかとか、市営住宅をどう再整備するかとか、公立病院の再整備が必要だけど、どの場所であるのかとか、いろんな問題が絡まってくると思うんですが、そういう中で、先ほど最初にお尋ねしたマスタープランとか、まちづくりというのが非常に絡まってくるんだと思いますけれども、そういうのも含めた上で、全体の八女市の中で——これは一例です。一つのやり方。例えば、今、八女市の中で一番過疎になっているところにあえて本庁舎を持っていくと。市庁舎を持っていく。それを中心としたまちづくりを考える。例えば、一番需要が見込まれる病院の話ですね、一番必要としている方たちがいらっしゃる場所に近づいたところに病院を持っていくなどの

考え方が当然出てくるのではないかと思います。

そういう施設をどこに持っていくかによって、随分これから先のまちの様相が変わってくるんだと思うんですよ。そのあたりまで含めた構想はお持ちなのかどうか。単に庁舎が古くなって使いづらいので、何とかせんといかんという問題ではなくて、まちづくりの中で、じゃ、こういう施設をどこに持っていこうかという考えなり計画なりはないですかね。

○建設経済部長（松延久良君）

お答えいたします。

今、都市計画課長のほうから、それぞれこれからの都市計画マスタープランと立地適正化計画のスケジュールについては申しあげましたけれども、当然その中で、市の大きな柱になる計画でございますので、当初申しましたとおり、さまざまな住民の御意見、あるいは今まで歩んできた市街地の問題、さまざまな要因を考えながら、特に言われた施設関係、これから医療を含めた福祉施設等々もさまざま出てくるかと思えますけれども、そういうのは横の連携を図りながら、導入できるところは積極的に導入していかなければならないという考え方でおるところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

平成31年度と平成32年度の2年間で計画を立てるというスケジュールで進められますよね。そういう中で、今おっしゃったような方向として、具体的に今の段階で、先ほど私がお話をしたようなまちづくりの基本的な構想というのは、執行部の中で何か共有されているような目標なり構想があるのでしょうか。

○建設経済部長（松延久良君）

お答えいたします。

当然、総合計画、あるいは総合戦略といった基幹のプランを共有しておりますし、それを踏まえて、この都市計画マスタープラン、あるいは立地適正化計画というのは当然進んでいくということになりますけれども、現時点において、各課なり部局で持っておりますさまざまなこれまでの調査結果、あるいは市民アンケート等の情報を今寄せつつ、そういった市の持っている全ての情報を共有していくというのは、さらに今後大切になってくるんじゃないかならうかと思えますので、この計画に当たっては、当然ことしから来年にかけて、そういう各課間の連携が重要だろうと思っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

現実問題として、市庁舎も含めてですけど、2年先のマスタープランなどを待っている時間はないですよ。もう今の段階である程度の構想がないと、平成31年度、平成32年度の2年

かかってマスタープラン、それからまちづくりの計画をしますよとって、それからというわけにはいかないからですね。必要が出たときにその都度その都度考えるという形でいくと、何かまちづくりがばらばらになるような気がして、私は心配でならないんですが、そのあたりは企画政策課長はどんなふうにお考えですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

総合計画において10年間の基本的なまちづくりの方向性を示しておりますのが基本構想でございまして、その中に基本理念、そして将来都市像、そして基本目標を定めて、これまで事業に取り組んできているところです。これらを念頭に置きながら、各所管ではそれぞれ計画策定、それから事業推進に当たっております。

この中の一つに公共施設等総合管理計画がございましてけれども、これを策定しましたし、それから先に個別施設計画をこれから策定に入っていく、平成32年度までにこれを策定していく形になっております。これは総合計画の基本理念とか、そういったものを上位計画として捉えておりますので、この個別計画で各分野ごとに考えていく、こういうことになってくるかと思っております。

今、議員が、それではばらばらになってしまうのではないかとおっしゃいましたけれども、その中の大きな柱としては総合計画、総合戦略、そういったものがありますので、先ほど建設経済部長も申されておりましたように、その中でそれぞれの計画を立てていくことで、できるだけ八女市全体のところを見ながらの施設の再編、そういったものにかかってくるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

いわゆる上位計画とおっしゃっている総合計画ですね、相当私も読んだつもりです。今おっしゃっている理念はよくわかります。言葉はよくわかります。言っている意味もわかりますが、具体的にこのまちをどんな方向に持っていくのか、具体的なまちの様相はなかなか浮かんでこないんですよ、これから先。そこをお尋ねしているわけなんですけどね。その中に、喫緊の問題である庁舎の建てかえ、市営住宅の設置なども当然含まれてはおりますけれども、そのあたりの具体的な計画まで課長の頭の中には構想がないですかね。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

例えば、住宅であったりとか、そういったものについても、現在は長寿命化計画を立てておりますけれども、この個別計画に入っていく中で、やっぱりそれぞれの施設をどうしていくのか、そこに市民の方々の声とかを吸い上げていたり、拾い上げていたり、そして、今の利用状況がどうなのかとかいったものをそれぞれの個別計画、所管のところ考えて、

今、計画を策定中でございます。

一概にこのエリアにこういった施設をつくっていくという考え方ではなくて、私どもはその施設、施設の持っています特性とかを生かしながら、その地域、地域に必要な施設を再編していく形で今現在は進んでいるところでございます。

○6番（小川栄一君）

要するに現実対応でやっていますよということですね、一言で言えば。例えば、一つの例を挙げると、北平塚の市営住宅の計画が進みつつありますけれども、あそこが、一度、一般質問でもお尋ねしたことがありますけど、まちの中で非常にいい立地のところにあります。民間の不動産業者などに言わせると、もう欲しくてしょうがない場所だと思えるんですね。それは実際そういう話も聞きましたし、私もそう思います。

私もハウスメーカーで用地の買収をやったことがありますので、そのあたりの立地条件などはわかっているつもりです。そういう中で、非常にいい場所が今、更地になっている。ああいうところを中心として、そこから福祉のまちづくりとか、そういう考え方というのは当然出てきていいんだろうなと思うんですが、そのあたりは何かお考えないでしょうか。ただの市営住宅ができるんですかね。

○都市計画課長（原 寿之君）

北平塚の市営住宅の跡地の件でございますけれども、ここにつきましては以前から一般質問でもございましたけれども、前、市営住宅が三十数戸建っていたところでございます。かなり老朽化していた住宅でございます、議員おっしゃられたとおり、あそこについては立地条件がかなりいいところと申しますか、通常の日常生活をする上では一番便利なところだと考えているところでございます。商業施設等も近くにございますし、病院等もあります。郵便局等も近くでございますので、いわゆる徒歩で生活ができる、公共交通まで使わなくても十分に対応できるような立地条件でございますので、そこにつきましては市営住宅の全体を見回しながら、あそこは市営住宅として確保したほうが、隣接地域とのコミュニケーション等、そういった活動を行うことも大事だろうと思っておりますので、近隣の状況を踏まえて、市営住宅の建てかえということで進めているところでございます。

○6番（小川栄一君）

もちろん個々の話はそれぞれでやっていただきたいんですけど、先ほどからずっとお話をし続けているんですが、将来的なまちを夢見るといいう言い方が適当かどうか分かりませんが、やはり八女に住んでいる限り、また、今の子どもたちの将来のことを考えた上で、八女市はこんなまちになっていくんだ、こういうところを目指しているんだということはわかった上でできていったほうが市民の理解も得やすいんだろうと思うんですよ。

確かに現実のほうが先に進んでいて、なかなかそれに対応するだけでも大変だろうと思

ます。それに対してどうやっていくかというのも非常に大切な問題ですが、だからこそ、今の段階で先を見通した——せっかくいろんな計画が見直しの時期に来ている。いろんな公共施設も建て直しの時期を迎えている。将来のまちづくりの構想を立ち上げるのに、こんなチャンスはなかなかないと思います。だから、今の時期に、相当反対が出てくる可能性ももちろんありますよね、一つの考え方を示すということになれば。それによって、易不易、出てくるでしょう。損得も当然出てきます。何でそんなことになるんだということも当然出てくるでしょうが、そろそろ八女市として、こういう方向でまちをつくっていくんだという方針を出されたほうが良いような時期に来ていると思います。

市長、今までのお話をお聞きになって、これから先の10年、20年のことを考えたときに、どういう形で八女市を持っていかれようとしているのか、そのあたりをぜひ抱負も含めて教えていただきたいと思います。

○市長（三田村統之君）

マスタープラン、第4次八女市総合計画後期計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、国の制度も含めて、今、私たちはしっかりと国の行く末を、あるいはまた現在の制度を見ながらできるだけ国の考え方を尊重し——尊重するということは、制度をうまく利用して八女市の将来のために資金確保をして、やりたいことをやっていく、国が考えている地方創生等の問題についても同時に考えていかなきゃならない。

その中で、今、議員から御質問あっておりますが、1市3町2村ですね、非常に膨大な面積であって、旧基礎自治体が数多く含まれて、それぞれその地域の中で一つの行政を運営されてきて、計画をつくって、そして議会の皆さんで論議をして、そして伝統や文化や産業やさまざまな課題にその旧基礎自治体として努力をしてきた。それを統合して八女市となって一つの方向に——ただ、マスタープラン、総合戦略だけでいけるわけはなくて、それは地域の皆さん方の要望にも、今、議員からお話がありましたように、日常生活や高齢化対策や医療対策、いろんなことを考えていかなきゃなりません。

医療対策一つ考えても、どうしても格差が出てくることはやむを得ない。そこに格差が出ないように平等にするなんていったら、とてもじゃないけれども、大変な経費がかかります。そのために、今、公立病院企業団で計画している八女地域の医療と介護は、やはり公立八女総合病院を中核として、これから八女地域の医療、介護を守っていくために、そして病院の運営もプラスになるように、そういう方向で考えていただいております。公立病院をどうするのか、どこにどう持っていくのか、内容をどうするのかというのは、私どもには何の権限もありません。企業団になっていますから、私には企業長を選任する権限だけしかございません。あとは、やはり企業がこれからの将来の八女地域の医療、介護について十分論議していい方向に持っていく。これは一つの例ですけれども。

だから、私たちは皆さん方に具体的に十分情報を発信できていない部分があるかと思いますが、それぞれの担当部局で将来のことは考えながら、自分のエリアの中でしっかり考えて、今、取り組んでおります。私は、子どもたちに対して、高齢者に対して、そして過疎地域に対してこれだけ努力している市町村はそんなに多くはないと思います。ある面では自信を持っていいんじゃないかと。

議員御承知のように、パーク・アンド・ライド事業、最初は心配していました。五十何台駐車できるのが三十何台。今、駐車場が足りないと、ふやしてくれと批判が出ておりますから、この駐車場をまた20台、30台、拡張しなきゃならない。それは、先日、私、西鉄の取締役、事業本部長と会ってその話もしました。そして、やはり中心部が何を言っても大事ですから、景観から大事ですから、福島のバス停の改修、上りも下りもトイレもないんです。そういう状態であってはならない。それは、それぞれの担当部局が、自分たちが解決しなきゃいかん問題はそれなりに持って努力をしております。

したがって、私どもは将来、議員おっしゃるように、次の世代、あるいはまたその次の世代の子どもたちがこのふるさと八女市を愛することのできるような、そういうまちづくりをするためにも文化事業を積極的にやっている。

先日、今まで会ってくれなかった五木寛之先生と福岡で1時間半、2人で話しました。結局、ふるさとは彼にとっても大切なんですね。話せばわかる。そしたら、今度は向こうから、また1週間後に市長にもう一回会いたいと五木先生から電話があって、これからのことを話しました。

そういう文化は文化として、やはり八女の恵みを残していく、そういう努力をみんなでやっています。ですから、議員がおっしゃるように、適切でない、もうちょっとこういう面に取り組んでいただきたいという思いは遠慮なくおっしゃっていただきたい。ただ、これからの財源の問題、そして地域の人材の問題、こういう問題が非常に大きな課題として出てまいっておりますので、こういうことも含めて、我々は議会の皆さん方の御協力をいただきながら、次の世代に向けた基盤づくりをやっていかなきゃならない。その基本は、やはり第4次八女市総合計画後期計画であり、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略、国のそういう地方創生に関する課題、そういうものをうまく活用して財源を確保すること、このことにも努力をしていかなきゃいかんと思っておりますので、少々長くなって恐縮ですが、これからも職員力を合わせてやっていきますので、議員各位の御協力もぜひいただきたいと思っております。

○6番（小川栄一君）

八女市は何もやっていないとは私は一言も言っていないので、政策を一生懸命やっていたているのはよくわかっていますし、他と比べて遜色ないということもわかっています。

わかった上で、やはり今の段階で、もう一つ先がもうちょっとクリアに見えたらいいだろうなということで、きょうお尋ねをいたしました。

ですから、個々の問題は個々の問題としても、やっぱりまち全体が、例えば今おっしゃったように国の政策ということで進まれるのであれば、当然やっぱりテーマとして挙げたというだけではなくて、コンパクトシティ・プラス・ネットワークという、この課題は大きくのしかかってくるんじゃないかと思っています。そちらの方向に進むとしても、ぜひ八女市民のことを第一に考えていただいて進んでいただきたいと切に思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（川口誠二君）

6番小川栄一議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

8番伊井渡議員の質問を許します。

○8番（伊井 渡君）

皆さんおはようございます。8番伊井渡です。よろしくお願い申し上げます。

市長におかれましては、本当に心身ともに元気になられまして、私も本日は思い切って質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私、先月の14日と19日に、やはり60歳ぐらいになると白内障が出てくるということで、白内障の手術をいたしました。そして、白内障の手術をすれば当然そのときに遠視とか近視、そういったものも矯正され、まだ不十分なところもありますが、こうしてどうにかピンホールアイマスクとも少しずつ決別できるようになり、親子関係も少しずつまたよくなってくるんじゃないかとも思っているところではございますが、それは横に置きまして、私、これまで同じような質問を何回もしてきたわけではございますが、市長からの回答、一貫して最初から最後まで一つの回答として、人事院勧告を尊重、遵守しているという回答でございました。この回答につきまして、私、それから多くの方々、なかなか納得できないということで、本日はまたそういうことについて市長のほうに質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

それでは、通告をしておりました、まず、職員給与、人件費についてでございますが、どうして明らかに大企業に偏り過ぎた人事院勧告を尊重、遵守されると言われるのか、その理

由を説明していただきたい。

2番目、職員の平均年収、これは平成29年度の決算になりますが、約6,030千円、それから、福利厚生費を含めたところの年間人件費約8,680千円は高過ぎではないか、法律的にも、市内給与所得者水準、市内の給与所得者の平均年収約3,730千円、それから、同年間人件費約4,530千円が適正ではないか。

それから、3月議会までには職員の年収等を市内給与所得者水準に適正化する条例案を、そして、その財源で市県民税とか固定資産税の市税の大幅な引き下げを行う条例案を、そして、市に勤務されております常勤の非正規職員さん方を正職員化する条例案を遅くとも3月議会までには提出をされるべきではないか。

それから、広報等には現在、職員の年収等については載っておりますが、人件費、それから総人件費等についても記載すべきではないか。

そして、とうとう市民から、職員の年収等は高過ぎるのではないか、市内給与所得者水準が適正ではないか、市長は払い過ぎた分について市に返還するよう職員の方々に指示を出すべきではないかといった住民監査請求が出たわけですが、これについて市長はどのように考えておられるか。

以上の点について質問をしたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

8番伊井渡議員の一般質問にお答えいたします。

まず、市職員給与、人件費についてでございます。

どうして明らかに大企業に偏り過ぎた八女市を全く反映していない人事院勧告を尊重し、遵守されるのか、その理由を答えてほしい、このことにつきましては、これまでの定例会においても御答弁をいたしておりますので、繰り返しになるかと思いますが、再度御説明申し上げます。

公務員は全体の奉仕者として公共の福祉のために働くという特殊性から、憲法で保障されている労働基本権の一部が制約され、その代替措置として国の人事院や県の人事委員会の給与勧告があります。

本市を初め、全国のほとんどの市町村は人事委員会を設置しておりませんので、民間の給与水準に準拠した人事院勧告などを尊重するとともに、他の地方公共団体との均衡を図り、これらの内容を反映した職員給与条例を市議会で議決いただいております。今後とも適正な給与水準の確保に努めていきたいと考えております。

なお、人事院勧告における民間給与実態調査は、大企業に偏ることなく、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、給与額の比較を行っ

ております。

企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であり、調査の正確性を維持することができると考えております。

次に、市職員平均年収約6,030千円、同年間人件費約8,680千円は法的観点からしても高過ぎでは、市内給与所得者水準平均年収3,730千円、同年間人件費約4,530千円が適正では及び(3)の3月議会までには市職員給与、年収などを市内給与所得者水準に適正化する職員給与改正条例案、その財源で固定資産税、市県民税の大幅(4割ほど)な引き下げ条例案及び市の常勤の非正規職員を正職員にする正規職員化条例を提出すべきではにつきましては、一括してお答えいたします。

先ほど御答弁しましたとおり、市職員給与については民間の給与水準に準拠した人事院勧告を尊重し、適正に決定しておりますので、市職員給与、年収などを市内給与所得者水準に適正化する職員給与改正条例案の提出は検討していないところでございます。

また、固定資産税、市民税の税率についても、市議会の承認を得て決定しており、市職員給与の問題とは切り離して考えるべきものであると認識しております。

次に、当市における常勤の非正規職員として臨時職員を任用しております。行政運営には欠かせない職員であります。正規職員とは担う役割が違っております。

臨時職員は、主に育児休業をとっている職員の代替や各課における業務の繁忙期に任用するもので、必ずしも正規職員が行う必要のない業務などを担当しております。

正規職員は担当業務に従事させるだけでなく、人事異動を重ねながら、さまざまな経験と知識を身につけさせます。これは業務に係る法令や社会情勢、財政状況、過去の経過などをもとに、広い視野から適切な判断ができる人材を育成するためであり、こうした経験を積んだ職員が市の行政を担っていくこととなります。このため、採用時から基礎的な学力だけでなく、発想力やコミュニケーション能力などをはかって採用しているところです。

また、正規職員を採用するためには競争試験を行い、試験に合格した者のうちから採用する必要があります。こうしたことから、非正規職員と正規職員は明確に役割と雇用条件が異なるものであり、一律に正規職員とすることは難しいと考えております。

次に、「広報やめ」(11月、3月15日)、ホームページには職員の平均人件費、総人件費も記載すべきではという御質問でございます。

地方公務員の給与や定員管理の状況については、住民にその状況が明らかにされ、住民自治に基づく適正化が推進されることが重要です。個々の団体の情報を各団体が総務省で示された統一の様式でホームページに公表し、それと照合させることにより、全国の地方公共団体相互間で比較や分析が可能となるようにしています。八女市のホームページにおいても同

様の趣旨に基づき統一様式で公表しております。3月15日号の「広報やめ」においても、同様の趣旨により、市職員の給与と職員数の状況の公表内容をホームページと合わせているところであります。

次に、住民監査請求についてでございます。

まず、市民から市職員給与、年収などは高過ぎでは、市内給与所得者水準が適正では、払い過ぎ分は市に返還すべきではと住民監査請求が提出されたが、どう処理、対処されるのか。

住民監査請求につきましては、住民が監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講じることを請求することです。よって、御答弁申し上げる立場ではございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○8番（伊井 渡君）

地方公務員給与が本来どうあるべきかということを、やはり市民の皆様方、知らない人がほとんどではないかと思えます。私も議会等に入ってやっとわかってきた面もあるわけですが、地方公務員を決定する要素は地方公務員法第24条、それから総務省の新地方行政改革指針、そして人事院勧告、こういったところにあるのではないかと思えますが、その一つの地方公務員給与を決定する一つの要素として挙がります総務省の新地方行政改革指針、これについて少し触れてみたいと思えます。

総務省は、地方交付税が地方公務員さんの給与、年収、人件費、そういったものに充てられているということで、この新地方行政改革指針の中におきまして、厳しい地域経済を背景に地方公務員給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかという厳しい批判があることを踏まえ、給与改定に当たっては地域の民間給与の状況をよりの確に反映し、そして、地域における職員給与と民間給与の官民格差をより一層正確に算定できるよう取り組むこと、そして、地方公務員全般にわたり住民の納得と支持が得られるように給与制度、給与水準の適正化を強力に推進すること、このように要請がなされております。

私、この要請を読み、国は地方以上に地方の実情がよくわかっていると思えました。そして、ここに書かれております要請を簡単に解釈、要約をすれば、地方公務員である八女市職員の給与、年収、人件費を八女市内の給与所得者水準に合わせなさい、適正化しなさい、そのように書かれていると私は解釈をするわけでございますが、執行部としましてはどのように解釈をされているわけでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答え申し上げます。

新地方行政改革指針についての見解ということでございます。

こちらにつきましては、これまでも御質問をされておりますので、重複する部分もあろう

かと思えますけれども、御説明させていただきます。

まず、この新地方行革指針につきましては、平成17年と平成18年の2回に分けて行われております。ともに地方公務員の給与制度についても触れられておまして、おっしゃるとおり、地域の民間給与との差をきちんと調査して適正な給与を支給するような形にしていきなさいという内容となっております。

これに基づきまして、人事院、それから都道府県と政令指定都市がっております人事委員会での職種別民間給与実態調査という調査がありますけれども、この調査が基本的に給与勧告のもととなるものですが、こちらがこれまで企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上とされてきたものを、平成18年の調査から企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上ということで変更されております。これは一般質問通告書にありますとおり、大企業に偏り過ぎではないかという御指摘などもあって、このように50人まで引き下げられたんだと考えております。

それから、この指針に基づきまして、これをもとに、その後、さまざまな給与の改正、考え方の整理が行われておまして、調査対象の産業につきましても、これまで農業や林業、宿泊サービス業などは対象外とされていたのが、平成25年の調査から対象に含まれているところでございます。また、平成27年度からは総合的な見直しというのが行われまして、ここでも民間賃金の低い地域を中心に公務員賃金が高いという指摘をもとに引き下げが行われているところでございます。

この指針に基づいて、こういった形でさまざまな見直しが行われてきているということをおし上げておきたいと思えます。

それから、当初の調査、この指針に基づいて実際に行われました措置としましては、これまで全国一律で調査をされておりました給与の調査を、全国6ブロックに分けて、それぞれで官民格差を調査してあります。その中で、北海道・東北ブロックというところが一番低かったということで、ここに公務員給与の水準を合わせるということがなされております。都心部については当然それよりも高い金額とすべきですので、その部分を地域手当で補完をするという形で、本俸の部分については、最も低い北海道・東北といったところの民間給与を参考に引き下げが行われてきたところでございます。

そういった形で、民間との給与比較をするという基本を守りながら、公務員給与については引き下げられてきたということがございます。

それと、先ほどおっしゃいましたように、八女市においては八女市の給与水準に落とすべきではないかという御指摘がありましたけれども、これもこれまで答弁してきておりますけれども、基本的に民間給与の実態調査をするのは国の人事院、または都道府県、あるいは政令指定都市がっております人事委員会しかその調査の権限がございませんので、八女市に

においてはその調査ができないということをごさいますて、詳細な調査ができないので、そこまではこちらのほうとしては対応できないというところをごさいます。

以上をごさいます。

○8番（伊井 渡君）

漠然とといいましようか、かなり多く答えられると、ちょっと私のほうも考えがまとまらないところがありますが、それで、部分的に尋ねてみたいと思いますけど、総務省の要請の中に、地域の民間給与の状況をよりの確に反映しなさい、地域における職員給与と民間給与の官民格差をより一層正確に算定できるように取り組みなさい、このことについて、私は市としては何も取り組まれていないという感じを受けるのでごさいますけど、こういった総務省の要請というものは聞かないなら聞かなくてもいいということでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

聞かなければ聞かなくてもいいと、そういう問題ではごさいますで、先ほども触れましたけれども、民間給与の実態は正確な調査がやはり必要になってくるものでごさいます。議員が提示されておりますような、もともと税務の資料であります課税状況調べの給与所得の調査をもとに平均がおおむねこれぐらいだろうという調査ではなくて、年齢ごととか、学歴ごととか、役職ごとの細かい調査をいたしまして、それを反映する必要がごさいます。そういう調査をするのはやはり人事院なり人事委員会でごさいますので、具体的に平成18年の新指針のところではっきりと書かれております公民比較の方法については、これまでの公民格差算定の方法を検証するとともに、民間の雇用形態の変化等を踏まえた必要な見直しを行い、公民格差のより一層正確な算定に努めることといった内容につきましては、各市町村に向けて言っていることではなくて、各都道府県や政令都市の人事委員会に向けて述べられているものと解釈しているところをごさいます。

○8番（伊井 渡君）

時間の都合もごさいますので、次に進めたいと思いますが、執行部からの回答としましては、どうして人事院勧告を尊重するのかということに関しまして、大企業に偏ることなく、企業規模50人以上の事業所を調査しているということをごさいますけど、それでは、ここで人事院勧告について少し触れてみたいと思います。

人事院勧告、その冒頭に公務員の給与水準は民間の給与水準に合わせることを基本として行うとあります。また、どうしてそのような民間準拠方式をとるのかということに関しまして、失業率も含め、その時々々の雇用情勢を的確に反映している民間企業従業員の給与に公務員給与を合わせること、すなわち世間相場に合わせる事が最も合理的であり、かつ職員初め、広く国民の理解を得ることができるからだと書かれております。

また、この中には国民各層の意見を踏まえということも記載されているわけですが、じゃ、人事院が一体、公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるためにどのような調査を行っているかということになってまいります、今、執行部からも言われたように、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の従業員を擁する事業所、国内に約5万四、五千の事業所があるそうなのですが、その中から無作為抽出を行い、1万数百の事業所の4月分の給与、手当等を人事院職員が実地に出向き調査をされているということです。

皆様方に配付しております第12表、これを見ていただきたいと思いますが、これが実はその分の福岡県分になります。福岡県におきまして企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の従業員を擁する事業所、2,190事業所あるそうなのですが、その中から無作為抽出を行い、478事業所が調査されているわけですが、その内訳等を見ていただきたいと思いますが、この表を見ただけでも、大企業に偏り過ぎている、八女市は全く反映していない、そういった感じがするわけですが。

それで、私ももう少し詳しく調べてまいりましたところ、この表には載っておりませんが、企業規模50人以下の従業員数、福岡県の全従業員の約6割の方がここに該当されます。しかし、ここからは全く調査もされず、完全に対象外とされております。下を省くなら、上も省かれるなら私も理解をしますが、逆に企業規模500人以上の従業員数、福岡県においてわずか1割程度の方しかおられません、ここからは221事業所、全体の45%も調査がなされております。要するに人事院勧告とは明らかに給与の高い福利厚生を整った大企業に偏り過ぎた調査であるということです。

また、八女市におきましては、これも皆様方に配付しております経済センサス、2枚ありますけど、これから、八女市におきましては企業規模50人以下の従業員数、全従業員の約75%の方がここに該当されます。要するに人事院勧告は八女市を全く反映していないということです。

また、この中には失業率、そういったものも考慮せねばならないとありますが、失業率も全く考慮がなされておられません。

そして、人事院勧告につきましては、法律のどこを読んでも人事院勧告は尊重、遵守せねばならないとは一言も書かれておりませんし、人事院勧告とは国会が国家公務員給与を決定する際の単なる資料にすぎないということです。

それからまた、国民各層の意見を踏まえからしますと、現在3割から4割近くになっております常勤の非正規職員、こういった方々を対象に入れるのは当然なことであると私は考えます。

私としましては、どうしてこのような人事院勧告を尊重、遵守されると言われるのか、全く理解ができないわけですが、それでも、こういった人事院勧告を知られての上で

尊重、遵守されるということでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

まず、八女市の実態を全く反映されていないという御発言がありましたけれども、お示ししている資料に八女市の従業員規模別の事業所の表を配付していると思います。これによりますと、50人から99人が50事業所、100人以上が18事業所ということで、50人以上の事業所が68事業所ございます。この68事業所については、人事院なり人事委員会の調査対象となり得るものがございますので、全く反映されていないというのは当たらないと考えています。八女市のこの68の事業所が反映されている可能性は十分にあるということですので、全くというのは当たらないと思っております。

それから、なぜそういう人事院勧告を尊重するのかということでございますが、これは議員も御承知のとおり、冒頭言われました地方公務員法第24条、こちらに「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」というのがあります。この中で、国及び他の地方公共団体の職員というところにつきましては、当然、人事院勧告が最も適切なものだと思いますので、この国の給与を決める人事院勧告を尊重するのは当然のことだと理解をしているところでございます。

それから、非正規も含めるべきではないかということですが、市の平均給与につきましては正規の職員でございますが、逆に、議員のほうで提示されている市の平均的給与についてが非正規を含む可能性は十分に考えられますので、こちらとの比較をするということであれば、市のほうも非正規を入れての金額とすべきではないかと思っているところでございます。

以上です。

○8番（伊井 渡君）

私が全く反映していないと言ったのは、やはり75%もいられる企業規模50人以下の方が省かれているということで、全く反映をしていないと思いました。その考え、私、今も間違っていないと思いますが、時間の都合で次の質問に参らせてもらいます。

今言われました地方公務員法第24条、これも職員の給与を決定する大きな要素の一つであると思います。この第24条の中には、職員給与は生計費、それから国家公務員、他の地方公務員、それから民間企業従業員の給与の事情を考慮し定めなければならないとなっております。ここに挙がっております国家公務員、他の地方公務員につきましては、これまで申しましたように、明らかに大企業に偏り過ぎた人事院勧告をそのままに尊重、遵守されているために、ラスパイレス指数、ほとんどの自治体で100近くになり、国内の民間の給与所得者、

それから地域の民間の給与所得者の給与、そういった事情を全く考慮がなされておりません。八女市同様、そういったことで非常に高どまりをしているということでございます。

よって、ここに書かれております国家公務員、それから他の地方公務員の給与に準ずるということは全く必要ありませんし、また逆にそういったところに準じてはいけないと思います。それよりも、市内の給与所得者の給与の事情を考慮して定めなければならないとなっておりますが、私も議員となり、ことしで8年目を迎えるわけでございますが、これまで人事院勧告の数値が変わるたびに、その都度、何回も職員の給与改正条例案というものが提出されましたが、一度たりとも市内の給与所得者の事情等を考慮された職員給与改正条例案というのが提出をされなかったわけでございますが、どうして市内の給与所得者の事情というのは全く考慮されないわけでしょうか。一番重要な部分であると思っております。

○人事課長（牛島新五君）

基本的に、なぜ中小零細企業の給与を反映させないのかということでございますが、これは先ほども申しましたとおり、こちら側に調査の権限がないというところ、正確な給与水準がつかめないというところも一つでございます。

それと、八女市役所は500名を超える民間でいえば大企業でございまして、そこにはやはり係、その上に課、その上に部というものがございまして、それぞれで部下をマネジメントするという業務が発生してまいります。そういう役職が必ずありまして、やっぱり小さな事業所については、そういう役職というのはほぼないところが多かろうと思っております。そういう意味では、そういったところを細かく調査をできないというところもありますし、比較対照がしづらいというところもあるんじゃないかならうかと思っております。

それと、ほかの地方公共団体との比較が必要ないという御意見でしたけれども、実は本年度も採用試験を行っておりまして、22名の合格通知を出しているところでございます。面接とかをしておりますと、やはり受験者の皆さんは八女市役所だけじゃなくて、県職ですとか国家公務員とかを受験されているわけです。そうした中で八女市を選んで来ていただける方もいらっしゃいますし、県のほうに合格しましたので辞退しますという形で辞退をされる方もいらっしゃるわけです。

何を言いたいかといいますと、いろんなところ、国や県と一緒に八女市役所を受けていただく方というのは、やはり国や県の給与、初任給がほぼ同じだということが大きいのと思っております。これを八女市だけほかの自治体よりも著しく下げてしまうと、この受験者自体が著しく減ってくるのではないかということをお慮するところでございます。

市役所の業務につきましては、年々複雑化、高度化しておりまして、本当に優秀な人材を確保しないと業務の遂行が難しくなってきているところでございまして、そういう意味では近隣の自治体の給与水準はしっかりと見ていかないと、本当にいい人材の確保には結びつか

ないと考えているところでございます。

以上です。

○8番（伊井 渡君）

私も、職員の採用倍率ですね、八女市で10倍ちょっとぐらい、筑後市になると二十何倍とか、みやま市、久留米市におきましても十何倍と非常に高くなっておりますので、そんなにいい条件を与えなくてもいいんじゃないかとも思うわけでございますが、時間の都合もありますので、次に移りたいと思いますけれども、市長にお尋ねします。

市長の思いというのも非常にわかりますけど、時間もありということでございますので、なるべくコンパクトに回答していただきたいと思いますが、地方公務員給与を決定する、今述べましたように地方公務員法第24条、それから人事院勧告、そして総務省の新地方行政改革指針、こういったものからすれば、職員の年収、人件費等は市内給与所得者水準が適正であると思いますし、そういうことで話を進めていきたいと思っております。

それでは、市内の給与所得者の平均年収がどれぐらいあるかということでございます。総務省は、地域における職員給与と民間給与の官民格差をより一層正確に算定できるよう取り組むことと言っております。市にはすばらしい第14表、皆様方にも配付しておりますが、第14表、これが市内給与所得者、それも全員の収入金額に関する調べです。それで、私はこの表を使用することが最もベストであるということで、この表を使用しました。

そして、先ほどから申しておりますように、常勤の非正規職員を入れるのは当然なことであり、常勤の非正規職員の最低年収がどれぐらいかということでハローワークに行き調べてみましたところ、どうも年収1,500千円以下の方につきましては非常勤のパート、アルバイト、そういった可能性が強いということで、この表からまず1,500千円以下の方を省き、そして、国内には約330万人ほどの国家・地方公務員さんがいられるということでございますが、日本の人口を1億2,700万人、八女市の人口を6万5,000人として、その人口割合からすれば市内には約1,700名ほどの公務員さんがいられるようでございます。この1,700名に職員の平均年収約6,030千円を掛けて除し、残った方々で計算したところ、市内の給与所得者の平均年収3,730千円ほどになりました。これに対し、また、本来ならば失業率、それから独立行政法人の職員さんが国内には15万人ほどいられるということでございますが、そういったことも考慮すれば、市内の給与所得者の平均年収は3,600千円ほどになるのではないかと思います。本日は3,730千円で話を進めさせていただきたいと思っております。

じゃ、福利厚生費はどれぐらいかということで、これも調査をしましたが、市内の結構大きな事業所で正規職員さんで1,100千円から1,200千円ぐらい、一方、非正規職員さんの方々は賞与、それから退職金等、そういったものが一切ないということで、どうも300千円か400千円ぐらいのようです。そうしますと、市内の給与所得者の平均の福利厚生費は約800千円

ほどとなり、市内の給与所得者の年間平均人件費約4,530千円ほどになります。それに比較しまして市職員の平均年収約6,030千円、年間人件費約8,680千円、格差は2倍弱近くにもなっているわけですが、私は非常に格差がつき過ぎていると思うわけですが、こういったことに対し市長は、全く高くなり過ぎている、格差がつき過ぎているとは思われないわけでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えしますが、給与については、全国的にも議員おっしゃるように格差が各地域ございまして、それから産業の種類によっても、八女市内で考えても、例えば、製造業や運送業やいろんな業種がありまして、それをまとめて一つに統計を出そうといってもなかなか出すことができない。私たちはやっぱり安定した雇用を図って、しかも、いい人材の職員を集めるために、先ほど人事課長が答弁しましたように、やはり全国的に人事院勧告を尊重してやっている、そういう基礎自治体と同様に対応していくことが極めて重要であると思います。

まして特にこれからは、議員も御承知のとおり、雇用の確保が非常に問題になってきます。外国人の研修生はもちろんですけれども、これからは外国からの、雇用を求めて日本に集まってくる外国人が非常に多くなる可能性、そうしないと地場の産業が成り立っていかないような事態になるわけですから、これから非常に賃金は、自治体の賃金も含めて産業全般にわたってこの給与水準というのをやはり十分考えていかなきゃならんと思っていますので、今の体制を、今の考え方を基本的に変えるという気持ちはさらさらございません。

○8番（伊井 渡君）

きょうの場でお互いに議論をしても、堂々めぐりみたいなのところもあるのかなという感じもしますけど、私が市長に尋ねたのは、高くなり過ぎていると思うか思われないか、それだけのことなんですけど、そのどちらかで、よければ答えていただきたいと思いますが。市職員の給与が市内の給与所得者水準に比べて高くなり過ぎていると思うか思われないか、それだけで結構です。どちらかで結構です。

○市長（三田村統之君）

先ほどの議員の質問に対しては、現時点では正確にお答えすることができません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）だから、今後のやっぱり国、県、基礎自治体を含めた地方自治体職員の全国的な推移を十分把握しながら、市民の皆さん方に少しでも理解いただくように、どういう形がいいのか、努力はしていきたいと思います。

○8番（伊井 渡君）

それでは、市長が人事院勧告を尊重、遵守されるということについての問題点について少し触れてみたいと思いますけれども、これまで申しましたように、職員の平均年収約8,680千円、それから市内の給与所得者の平均年間人件費約4,530千円、格差は4,150千円ほどに

なっておりますが、この4,150千円に、給与が市職員に準ずる、例えば社会福祉協議会、そういった外郭団体を含めたところの全市職員数約700名ほどになるのではないかと思います。これを掛け合わせますと、職員の人件費高過ぎ、かかり過ぎ、総額で28億円ほどになるのではないかと思います。八女市の固定資産税収約33億円ほどです。また、市県民税収約27億円ほどです。これに比較しまして、この28億円はいかに高いかということがわかるわけではございますが、これでは市民の皆様は、本来払う額の固定資産税、市県民税を2倍近く払っているのではないかとと言っても過言ではないと私は思うところでございます。

また、市内には、税務課とかは知ってあると思いますが、固定資産税、それから市県民税、そして国民健康保険税の滞納者がそれぞれにおいて1,000名近くもおられます。私は多分に生活が苦しく払えない状況に陥ってられる、そう考えるわけではございますが、それで、やはり早急に職員の給与を適正化する条例案を提出され、また、それとともに市税を引き下げる条例案も提出され、税金を払うことができないなど、本当に苦しい生活を余儀なくされている市民の皆様方の負担軽減を図るべきではないかとも思います。

また、これは立花の議会報告会で、ある市民の方から出た意見ではございますが、もうその方はずばり言われました。一体、非正規社員の方々は幾らぐらい金があればいいのか、これでは結婚もできないと言われました。私も全くそのとおりであると思います。それで、必ずしも市長が言われるような形にこだわることなく、その方が言われるには、非正規職員にとっても住みやすい八女市をつくっていかねばならないのではないかと、そういったことについても考えるべきではないかとも発言されたわけではございますので、やはり市の常勤の非正規職員を正規職員化する条例案を3月議会ぐらいまでには、また同じような質問になるかもしれませんが、私としては出すべきではないか、出していただきたいと思っているところでございます。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

非正規職員を正規職員化する条例を出すべきではないかという御質問だと思います。

ただ、議員のほうも質問の根拠にもされております新地方行革指針というのは、地方公共団体における行政改革の推進のための指針ということで、職員の給与のこのみ書かれているわけではございません。その中に事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果、こういったところを集中改革プランの中に盛り込んで数値目標を掲げなさいという内容となっております。それに基づいて職員の削減も進めてきたところでございます。

その中で、現在のいわゆる嘱託職員につきましては、専門的な業務を中心に、これまで正規職員が担っていたところを、専門的な部分を非正規の嘱託職員に担っていただくという

方針のもと、嘱託職員を設けてきたというところでございます。ですので、この非正規の嘱託職員を正規職員化するというのは、この集中改革プランに逆行する施策となってまいりますので、これについてはなかなか難しいのではなからうかと考えるところでございます。

○8番（伊井 渡君）

それでは、広報、ホームページ上にも職員の年間人件費とか総人件費を記載すべきではないかという質問をさせていただきますが、職員の年収についてはそういった広報、ホームページ上に記載されているということで、多くの市民の皆様方が知られるところとなりました。しかし今、職員の福利厚生費が約2,650千円、それから年間人件費が約8,680千円、それから総人件費が49億円、50億円弱になっているということを市民の皆様方はほとんど知られておりません。ガラス張りの行政を行うというのは当然なことではございますし、執行部からの先ほどの回答では、統一された総務省の様式を使っているということではございますが、必ずしも総務省のそれを使う必要は全くありませんし、やはり市民の皆様方に知っていただくということで、広報の11月決算、それから3月15日号、そして市のホームページ、そういったものに記載をするのは当然ではないかと考えますが、以上です。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

職員の人件費の状況につきましては、議員御承知のとおり、3月15日号の広報、それとホームページのほうに掲載をしているところでございますが、おっしゃるとおり、福利厚生費につきましては掲載をしていないところでございます。これにつきましては、近隣の状況などを調査研究させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（伊井 渡君）

今の件につきましては私も強く要望し期待をしておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、住民監査請求が出たことについて、市長からの回答は、やはり市長と監査委員は独立した機関であるということで、答えられないという回答でございましたが、ここで、どうして住民監査請求になったかということで少し述べてみたいと思いますが、これまで私、何回も職員の給与、人件費等について高くなり過ぎているのではないかと、市内給与所得者水準が適正ではないかと、そして、その財源で市税を引き下げるべきではないかと、何回も質問してきましたが、残念ながら市長からの回答は一貫して一つの回答として、人事院勧告を尊重、遵守しているということでございました。

それで、そういったことに対してやはり市民の方々から納得がいかないということで、格差をなくす会の方々を中心となられ、約800世帯、約900名の署名を集められ、同じように市

長に要望書を提出されましたが、それでもやはり市長からの回答は、全く考慮されてもらえず、人事院勧告を尊重、遵守しているという回答であり、それでこういった職員の給与等を市内給与所得者水準にすべきではないかとか、市長は払い過ぎた分を市に返還すべきではないかといった住民監査請求が出てきたわけでございますが、それで、やはり独立した部局であるというのも非常に大事であると思ひますし、少し質問を変えてみたいと思ひますが、この住民監査請求が提出されたことに対し、市長としてどう対応されるのかではなく、市長個人としてはどのように思われているか、尋ねてみたいと思ひます。（発言する者あり）せいけん、思われるかどうかです。対応は難しいので。

監査委員とはある程度一線を画するのも当然なことではあると思ひますが、やはり市長の管轄下の監査委員というのも部局であると思ひし、市長も、どう対応されるじゃなく、提出されたことに対しどう思われるでしょうか、質問は。

○市長（三田村統之君）

市民の皆さん方の声の一部であるということは認めておりますが、この監査請求に対して市長として意見を述べさせていただくことはできませんので、それはひとつ御理解をいただきたいと思っております。内容はよくわかっております。

○8番（伊井 渡君）

当然こういった監査請求を出された方々に対し、監査委員から何らかの回答があるとは思ひますが、その場合、もし提出をされた方々が納得できない場合ですね、住民訴訟とか行政訴訟、そういった司法の場に移っていくのではないかとも思ひわけですが、こういったことになった場合、市長はどのように思われるでしょうか。

○総務部長（石井稔郎君）

御指名じゃありませんが、私のほうからですけれども、まだ結果が出てきておりませんので、仮定の話について行政のほうからまだお答え申し上げる事態ではございませんので、どうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○8番（伊井 渡君）

そういった回答が来るのではないかとと思っておりますけど。

最後になりますけど、筑後市とかでは、ことしも例年どおり職員の給与改正条例案とかが提出されているようでございますが、どうして八女市はそういった例年恒例になっております職員給与改正条例案とかがことしは議会に提出なされなかったわけでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

給与改正条例案のお尋ねですけれども、当市としましては、給与改正法案の国会での議決を待つて提案しようということで準備をしております、今定例会の中では提案をさせていただこうと考えているところでございます。

以上です。

○8番（伊井 渡君）

どうもありがとうございました。これにて私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（川口誠二君）

8番伊井渡議員の質問を終わります。

午後1時20分まで休憩します。

午後0時19分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

4番堤康幸議員の質問を許します。

○4番（堤 康幸君）

4番堤康幸です。さきに通告しております2件について一般質問を行います。

まず、農業振興について、ナシ赤星病対策の進捗状況はということでお伺いをいたします。

この病気の撲滅のためには、市民の皆様への啓発と協力が必要なこととの思いから、過去に3回質問をしてきました。この間、関係者並びに市民の御協力により、少しずつではありますが、対策の進行が図られたものと評価をしておるところです。

しかしながら、今年度の議会報告会においても対策についての質問や要望が出ました。また、ある生産者からは他作物への変更を考えているという話も聞いております。こういう状況にあることから、今回またさらにお伺いをしたいと思います。

それから、中山間地域への対応策はということでお伺いします。

八女市の発展のためには、市域の多くの面積を占める中山間地域の農業の振興が必要不可欠であると考えます。今後の具体的な対応策をお伺いいたします。

次に、まちづくり団体等の活動への支援についてでございます。

環境・景観美化活動など、現在、まちづくり団体等において実施をされております基幹道路の歩道への草花の植えつけや道路愛護時の陰切り、あるいは路肩整備など地域で実施されておりますが、これらの活動に対する支援のあり方についてお伺いをいたします。

この後、詳細は質問席より行います。よろしくお願いを申し上げます。

○市長（三田村統之君）

堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

農業振興について、まず、ナシ赤星病対策の進捗状況はというお尋ねでございます。

本年4月にJAと共同でビャクシンに付着する病原菌の調査を行い、結果は昨年より少なく、赤星病の発生も平年と比較して発生は少ない状況でございました。

今後の対応につきましては、JAと現在調整中であり、部会と協議する予定であります。また、市関係各課と連携し、啓発を継続的に行っていきたいと考えております。

次に、中山間地域への対応策はという御質問でございます。

市内中山間地域における農業経営は、高齢化の進行や農地までの道路等の未整備などから、未耕作農地の増加が見込まれますが、耕作条件に合う農地については地域内の担い手農家による農地の貸し借りを進め、農業振興に努めているところでございます。このような状況の中で、今年度、新規対策として、農林水産省所管の農地中間管理機構関連農地整備事業が新設をされました。この事業は、未整備地区の区画整理、農用地造成を対象工種としており、採択要件の対象農地面積は10ヘクタールであります。中山間地域については5ヘクタールとなっております。

今後も地域における農業の状況把握に努め、地域に応じた振興を図るため、国、県の補助事業を活用した中山間地域の農業振興を進めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくり団体等の活動への支援について、環境・景観美化活動などについての御質問でございます。

地域で取り組まれる環境・景観美化活動に対する市の支援としましては、まず財政的な支援として、いきいき行政区運営交付金、みずから行動するまちづくり協議会等運営交付金、地域づくり提案事業助成金、市民との協働によるまちづくり提案事業助成金、道路河川愛護報奨金を交付しております。また、人的支援として、地域振興課にまちづくり指導員を配置し、まちづくり団体が当該活動を行う上での相談や情報提供など、側面から支援を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（堤 康幸君）

まず、梨の赤星病対策でございますけれども、先ほど市長答弁にありましたように、啓発に関しては非常に継続的に行っていきたいということで、この件に対しては、今、取り組みは評価をしておるところです。

また、今春においてビャクシン類の80本からの伐採も取り組んで行っていただきました。これは、また梨の生産者の皆さんから評価をされておりますし、非常にありがたいことだと思っておりますけれども、ただ、被害が非常に多い園に関しては、やっぱり非常に経営的に深刻な問題でもありまして、先ほども申し上げましたように、何か違う作物に変更を余儀なくされるんじゃないかという心配をしておられる方もおられるわけです。そういう面で今回また質問をさせていただくわけですが、その前提として市内の梨の生産農家の数、あるいは面積、販売金額等がわかれば教えてください。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

今、御質問の梨の生産者の数ということでございますが、JAの管内が広川、筑後、八女市という中での整理をされておる中ではございますけれども、広川、筑後を除いた現在の八女市でございますね。八女市につきましては、直近で申し上げますと、面積につきましては44.7ヘクタール、農家数につきましては45、販売金額におきましては404,000千円という状況でございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

今、お答えいただきましたけれども、平成27年4月に農水省が果樹農業振興基本方針というのを出して、その中に政令指定品目の目標ということで、それぞれ果物の生産目標を出しておりますけれども、これによりますと、梨は平成25年度で29万4,000トンの生産量に対して平成27年度に29万8,000トン、4,000トンぐらいの増産を目標としております。

先ほど八女市内の数字を教えてくださいましたけれども、JAの総代会の資料で、これは広川、筑後まで含んだところでございますけれども、平成27年度実績で788,000千円余りですね。それから、平成28年度に790,000千円、平成29年度890,000千円と売り上げがだんだんふえてきておる状況にあります。

こういう中で、45戸の農家が今、梨栽培に取り組んでおられるということですが、国として増産の一応目標を掲げてあると。そういう中で、こういう自分で、生産者自身でどうしようもない病気のために生産をやめたいかんという事態が出てきては、これは非常に問題ではないかと。できれば44.7ヘクタールが少しずつでもふえて、基幹産業である八女市の農業で活性化につながるような施策、そういうためには、ぜひ少なくとも赤星病だけは完全に撲滅をお願いしたいと思っております。

伺いますけれども、この対策の主体は今どこになっていきますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

対策の主体と申されましたんですけれども、市役所単体でこういう状況を打破することというのはできないということは、当然、担当課としても認識をしておる中で、特にJAであったり、八女普及指導センターであったり、そういう専門的な知識を持った指導員の方々がやはり中心となって、当然、これについては取り組みを継続的に進めていく必要があるかということでは認識をさせていただいておるような状況です。

前回からも議員から御質問をいただいた中で、特に啓発活動という中では、市内の各関係機関にもそういったビヤクシンを定植するという関係がございまして、部署につきましては、できますならば、当然、ビヤクシンが媒体となっております病気ということは認識をしております。

ますので、そこらあたりの啓発活動は今後も重点的に継続をしていかなければならないということで考えております。

それと、前回、議員から御質問がありました赤星病とは何ぞよということでも、八女市のホームページにもすぐにアップをさせていただいた中で、議員が一番危惧されてあります、この病気が一体どういうものかというものを、やはり農業関係者に限らず広く市民の方に、こういう病気はこういうことで発生をしておりますよという啓発活動を継続的に続けていく必要はあるのではないかとということで認識をしております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

主体というのは、きちっとした1つの組織として対応しているのではないということですかね、今の段階では。市、それからJA、部会、普及指導センターと連携しながらの取り組みということだろうと思いますけれども、啓発に関しては、前回質問の折にホームページ等へのアップも必要ではないかということで、早速ホームページにはアップをしていただいておりますけれども、かなり深いところに、四、五回クリックせんとそこまでたどり着かないという状況ですね、今。

やっぱりそこら辺もある程度、これは農業関係者というか、どっちかという一般の市民の皆様にも、この病気の要するにメカニズムというんですかね、病気と梨との因果関係を十分理解していただかないと、当然、協力も得られないだろうと。一番生産者の皆さんが懸念をしておられた龍ヶ原の事業所の部分ですね、この春、あそこを伐採していただいております。そういう御協力を今後につなげていってもらいたいと思っておりますけれども、主体がやっぱり一つ必要ではないかなと。

前いただいた赤星病のチラシの中に、撲滅対策協議会か何か、ちょっとそういう名前を見た記憶がありますけれども、この組織は現実にありますか、今どこかの組織の中に。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

今、御質問のは、多分そのチラシに協議会という形で記載をさせていただいておりますので、組織自体は今も継続をしておるという状況でございますけれども、ただ、どこかが主体、主導でという状況じゃなくて、全体的な枠の中で捉えて考えていこうという組織でございますして、議員がお気持ちにある、どこかがやはり先導的にリードをしていった中でのという組織は現在はまだ立ち上げていないという状況でございますので、ここのあたりにつきましては、やはり議員御指摘のとおり、市なりが当然先導役となるべきだろうと私は思っておりますので、そういった意味では、今後、時間をかけて関係機関とこれにつきましては十分検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

八女地域農業振興推進協議会というのがあります。これは今言いました組織とJAふくおか八女で出している第5次八女広域農業振興計画というのが平成30年度から5年間で計画をなされておりますけれども、この中に役員の構成が、委員の名簿というのがありまして、八女市の場合、市長が役員として出ておられます。それから、その後の協議会の幹事に原農業振興課長の名前が載っていますけれども、その後に専門部会というのがありますよね、果樹部会。部会長がJAの園芸指導課の椿原係長ということになっておりますけれども、ここが、今、広川も筑後も当然、八女市も西のほう、筑後市の前津あたりと同じ梨の産地として隣接しておりますし、広川との関係も当然出てきます。

一般的には赤星病の胞子の飛散範囲が1.5キロから2キロメートルと言われておりますので、やっぱりそういう中では八女市単独ではなかなか無理だろうと。こういう地域として連携するには、この八女地域農業振興推進協議会の果樹部会が主体となった活動をやってもらった方が一番合理的ではないかなと思いますけれども、そこら辺、課長の考えはどうでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

議員お手持ちの資料と一緒にものを私、今、手持ちでお持ちしておりますけれども、八女地域農業振興推進協議会というのは、当然、関係機関、JAから市から、そういう方々の関係の中での組織体、大枠はですね。その中に、今、議員おっしゃられた部会というのが普通作部会、野菜部会、花卉部会、果樹部会、八女茶部会、畜産部会、そういう部会がございまして、その一役、中心的に担っていただいておりますのは、当然、JAの専門の指導員さんがその職務に当たっていただいておりますということで認識をしております。

先ほど私も申し上げたとおり、当然、この啓発を、病気を少しでも減らしていくためには、私も議員と同感でございまして、やはりこういったJAのそれぞれの部会の専門的な指導員さんを中心とした中で広域的に、当然、八女市だけでは無理がございまして、広川町、筑後市、そういったところも含めた中で、これを全体的な認識として捉えた中で指導をしていただくわけでございますけれども、その中でも、やはり市担当課としても十分その活動が円滑にいくように、支援、協力、これは当然やっていかなければならないものであると私も認識をしております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

撲滅に対しての取り組みを始めていただきますというか、前から始まっておったんでしょ

うけど、ちょっと今、加速をさせていただいておりますけれども、これに対しての協議ですね、会議の回数であるとか、その出席者であるとか、その構成メンバーであるとか、こういうところがわかれば、ちょっと教えていただきたい。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

先ほど市長の答弁の中にも書き起こしておりましたけれども、4月にJAとビヤクシンの調査をしたという中で、発生状況は少ないという中で調整をさせていただきましたけれども、今後の対応につきましてはJAと現在調整中ということでございまして、折しもなし部会の総会が近々のうちにとり行われる予定でございまして。

そういった中で、今までの実績は回数的には私も記憶はしておりませんが、当然、私の所管では梨のそれぞれの部会長さんがそれぞれの地域にいらっしゃいますので、そういった方々を交えた中で、その中にJAの指導員さんに入っていた中で、今の現状はどうだろうか、今後の対策はどうしようかと、そういう会議を進めていっておる状況でございまして、これにつきましては、やはりもっと先ほどから申し上げておるとおり、少しハードルを高くするというか、速度を速めるというか、そういった意味でやはり関係機関と打ち合わせをさせていただいた中で、これにつきましては、また十分な取り組みを進めていければと考えておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

この対策を効率よく進めるためにということで、今回資料を、植栽分布図を出していただきました。これがないと効率的な対策はできないだろうということで、これができ上がったというか、随時、追記も必要だろうし、今後、この分布図をもとに対策をやっていくということであれば、やっぱりこれが相当正確でないと、なかなか的確な対策はとれないだろうと思います。この分布図の管理責任はどこにありますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

管理責任とおっしゃられると非常に答弁に困るわけでございますけれども、この資料の基礎につきましては、やはりJAの梨を担当してある指導員さんと、うちの果樹の担当職員、そういった中で、2年ぐらいいは時間を要しましたけれども、市内、旧八女市、特に岡山校区、長峰校区、それと立花では白木あたりですかね、それと黒木、上陽あたりには少ししかございませんけれども、そういった中で調査をさせていただいて、今回、資料として差し上げておりますのは非常に見にくいだろうとは思いますが。これは1枚の参考資料ということで、一番梨園が多い岡山校区ということで提示をさせていただいておりますが、この資料は膨大な

資料でございまして、これにつきましては、やはりJAからの資料をもとに、一応という言い方は悪いですが、市役所の担当者がこの全ての地図は管理をさせていただいておりますので、これにつきましては、先ほど来言われたとおり、これは毎年毎年状況が変わるわけでございます、これにつきましては追記をしたり、削除をしたり、そういった作業が通年を通して必要になるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

貴重な資料ですよ。市のほうで責任を持って管理をしてもらうということですが、冬孢子堆の調査をやっぱりしていただいて、この右上のビヤクシン現地確認、レベルゼロから3まで色分けでしてあります。

これは済みません、さっき一緒に聞けばよかったんですが、基本的に1.5キロから2キロというのが、正確に同心円状に孢子が飛散するということはまずないと思いますけど、風向きだとか、そのときの気象条件で違いますので。この赤が一番、要するに冬孢子堆の着堆程度がひどかったと、多かったということでもよろしいですかね、そういう認識で。そこからの最大2キロぐらいの範囲でコンパス回して、その中に入る梨園ですよ。

当然、梨の畑というか、園地によって被害の程度がずっと今違ってきておる関係で、生産者の皆さん方のそれぞれの赤星病に対する意識の差がかなりあると思うんですね。温度差があります。それがまた一つ、これをもう一歩対策を進めていく上で、ちょっと弾みが、もう一弾みつかない一つの原因になっとつかなと思いますけれども、先ほど言いました、ひどいところは違う作物に切りかえる必要があるかなと考えておられる生産者も現におられますので、この被害の程度の違いもできればこの図面に落としていただいて、優先順位を当然つけなければならないだろうと。まして相談をして伐採なり植えかえなりやってもらわなきゃいかん、そういう案件でございまして、必ずしも順番どおりにはいかんかもしれませんが、やっぱり一つの作業の流れとして、今、一番困ってある畑の周辺から今後は取り組みを進めていったほうが、そういう生産者の不安も解消されるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

確かにそれが一番重要なことじゃないかなということは考えます。一番樹園地に被害が出ておるところの近隣のビヤクシンを調査した中で、特にそこに力を込めて、特にビヤクシンというのは個人のお宅にもございますし、会社にもございますし、ややもすると公共の施設なんかにもあるというケースがございますので、そういう相談の仕方もそれぞれ変えなければならぬということでは認識をしておりますが、やはりそういう一番ひどいところにつき

ましては、ビヤクシンの分布の中でこちらもわかるわけでございますので、そのあたりは優先的に手だてを講ずるとするのは、まず考え方の一つではあると思っております。

ただ、状況によって、この分布図が来年になったら、今度は全然、レベル3というのがゼロからどンドンひどくなるわけで、去年3だったのが来年3という保証はございませんので、やはりそれにつきましては私どもも考え直すべきであろうと思っておりますけど、毎年定期的にこの作業を繰り返す中で、最新のデータをつかんだ中でその方策に生かしていくと、そういうことが一番重要ではないかということで認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

被害の程度については、当然、生産者個人、本人が一番認識はしてあると思っておりますので、やっぱりそういうやつの聞き取りというか、やっぱりそこら辺の場がないと、どこがひどかったかとか、そういう面の状況が表に出てこないということもあつたらうと思っております。

できれば、この対策に対してのやっぱり一つのきちっとした組織が必要だろうと強く感じるわけですね。やっぱりそこら辺も含めて、今後、ひとつ大変でしょうけど、検討をお願いしたいと思います。

それともう一点ですが、市有地、八女市の持つておる土地の中に、まだ結構ビヤクシンが植わっているところがありますけれども、ここに冬孢子堆が着堆していなければ何の問題もありませんけれども、ここら辺はどうですか。1つの例として、おりなす八女に、八女公園に入る北側の駐車場の両端、相当の数の結構なビヤクシンが植わっていますけど、あれは市のものですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃられた場所につきましては、私も議員からお聞きして、すぐに現場を確認させていただきました。確かに車道の間、右左に10本ぐらいでしょうかね、計20本ぐらい、結構年数のたったビヤクシンが定植をされているような状況でございました。

これにつきまして調べましたところ、その土地が八女市の土地じゃなくて個人の土地でございました。これにつきましては、やはり個人の土地というのは非常に、先ほど来申し上げたとおり、お願いをする立場ということでございますので、これにつきましては当然アクションを今から起こさねばならないということで、担当とは話をしていた状況でございます。

それと、公共施設でおっしゃられれば、一番近いところでは、例えば学校の施設に植えてあるところもございます。これにつきましては、現在そんなに大量に病原菌が付着しておるという状況は確認をされておられませんけれども、いつ、どう変化するかわかりませんが、これにつきましては農業振興課だけの裁量でこの木を伐採するということはなかなか無理が

ございますので、そのあたりにつきましては関係課と協議をした中で、よりよき方向にということで、こちらの立場としてはそういう状況を説明した中で御理解をいただけるように努力をしていく必要があるということで認識をしております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

市の持ち物じゃなかったっですね。

いや、それで、そういう状況もあったり、やっぱりどうしても御相談ができないと、そういう場所もあると思います。要するに冬胞子堆が着堆しておらんならば、結局、梨園に影響を及ぼしておらんということで、これはもう確かなことでございますので、もし先ほど言いましたああいう場所にでも、当然、冬胞子がついておるようであれば、やっぱり何らかの対策は必要だろうと。

1つ、ちょっと情報がありまして、ことし、JAのなし部会の青年部の皆さんが徳島県の鳴門市、JA大津松茂というところに視察に行かれております。ここはほとんど幸水が主体の梨の産地なんですけれども、そこで、これは梨にじゃなしにビヤクシンに薬剤散布をして相当な効果が上がっているという情報を聞いてきておられます。農薬の種類を調べてみましたところ、バシタック水和剤というのがありまして、これは梨にも使えますし、ビヤクシン類も適用範囲の中に入っておって、ビヤクシン類に散布する場合は冬胞子堆が膨潤する前ということですので、3月から、せめて4月初旬ということになると思います。年内というか、1年間の散布回数3回以内ということで、JA大津松茂ではこの期間に3回散布をされておると。

ただ、農薬の散布ですので、まず所有者の許可をとらんといかんしですね。特に、3月というと学校は休みになっておりますので、学校施設のビヤクシンあたりには、そういう間に散布をやるという方法も一つあるのかなとは感じておりますけれども、こういうやつも今後検討をお願いしたいと。できれば、なくしてもらうのが一番、病気を撲滅する上での最善の策でございますので、そういう面をお願いしたいと思うところです。

随分取り組みとしては進めていただいておりますので、今後とも大変お世話かけますけれども、梨の生産者が安心して梨の栽培が、自分の責任ではないところで心配をせにゃいかん、管理をせにゃいかんという部分があって、これが物すごく何か悩ましいところですよ。今年度は確かに赤星は多少少ない傾向があったと聞いておりますけれども、逆に黒星病が結構蔓延して、そういう生産に多少影響したという話も聞いておりますけれども、黒星は全て自分の管理責任の中で解決する問題でありますけれども、赤星に関してはやっぱりそういう病気の発生するメカニズムからして、まずビヤクシン類がなければ絶対発生しない病気でございます。今後とも、この件に関しては対策をどんどん進めてもらうように一応お願いをして

おきたいと思います。

次に行きますけれども、中山間地域への対応策はということですが、基本的に中山間地の農業は今、高齢者が支えておるような状況です。いろいろ中山間地の対策ということで、直接支払制度とか多面的機能支払制度とか出してきてありますけれども、大体、水田が中心になった施策が多いと思います。傾斜地の場合、あんまり選択肢はないですもんね、作物として。果樹類かお茶ぐらいになろうと。今回、一番問題にするには、中山間地の水田じゃなしに、やっぱり傾斜のある畑、ここを今後どのようにしていくかと。何か具体策があれば、お伺いしたいと思いますけど。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

具体策はということをございますけれども、今、ちょっと私の頭の中でそれを整理して答弁を申し上げることはできませんが、現段階でそれぞれの事業の中で、それぞれの事業に合った中での選択をさせていただいた中で、当然、地形的にどうであるとか、さまざまな条件がございますので、やはりそこで耕作をしてある方たちが納得のいく形でその事業をやったらどうですかという状況ということをございますして、特に議員おっしゃっていらっしゃる、例えば、先ほど来、市長の答弁の中にも書き起こしをさせていただきましたけれども、中山間地は5ヘクタールでいいよという中での条件がございますが、ましてや中山間地にそういう5ヘクタールの段々になった畑が立地的にしていないという状況もございます。例えば、1反とか2反とか、1反にも満たない、そういった状況の畑があるという状況は当然認識しておる中でございますので、そういったことで、特効薬ではございませぬけれども、そういった地域に限定したこういった施策をということでの打ち出しは現段階ではまだしておりませんが、やはりそういった状況を踏まえます中で、そういった施策的なものも、市としても国、県の力をかりながら十分に検討していく余地はあるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

地域農業マスタープランといったものが、人・農地プランという略称で言われております。新規就農者の育成、それから農地の集積、将来、地域を担う経営体をどう育成するかと、これもやっぱり水田向けのような気がするわけですよ。

先ほど市長答弁にもありましたように、農地中間管理機構関連農地整備事業というのが、今、課長答弁にありました中山間地は5ヘクタールでいいと。ただ、50アールの10カ所。50アールを一ところに確保するには結構ですね。非常に使い勝手のいい事業ではあるとは思いますが、ちょっとそういう我々の今想定しておる地域の中ではなかなか難しいのかな

と。

ことしの夏に常任委員会のほうで農水省に研修に行きました。課長も同行されました。その折に政策統括官付の穀物課長、立花出身の堺田課長ですかね、説明をいただきましたけれども、その中でも地域の現状ということで、できればこれが20アールか30アールぐらいにちょっと面積を下げてもらえないかという要望はその場で出させていただいたところです。

気候変動適応法がことし6月の国会で制定をされ、実は12月1日に施行をされております。それに先立って、環境省から出ました国の気候変動適応計画というのが11月27日付で閣議決定をされておるところです。その中でも、やっぱり果樹、どちらかという気候変動、気候が変わった影響で品質低下とか、農産物の場合はそういう影響が強調されておりますけれども、何回か申し上げましたように、逆に温度が上がってきたために地域にとってプラスになっておる材料もあると。それは、私は温州ミカンの栽培適地が八女の内陸地のほうに来たと思っております。

先ほども例に出しましたけれども、政令指定品目の目標ということで、温州ミカンの場合は平成25年度が89万6,000トン、平成37年度は80万2,000トンと。これが果物の中では幾つかありますけれども、大きく目標数値を減らしてある数値なんですよ。今現在どういう収量になっているかと。平成27年度が77万7,800トン、全国の温州ミカンの生産量です。平成28年度に80万5,100トン、昨年度は74万1,300トンなんです。果樹農業振興基本方針の中に示されております、平成37年度ですからまだ7年先の話ですが、そこで80万2,000トンという数字を示しておりますけれども、現時点でこれに足りない状況です。これは積極的に作付の推進をやっていいのではないかと。適地もあると。特に農地中間管理機構関連農地整備事業なんかを活用しながらやるということと、それから、今、長い間の不況も乗り越えながら、現に今、ミカンの栽培、立花は中心的にやってありますけど、黒木のほうでもまだわずかに生産者が残っておりますし、その畑の継承をですよ、70歳、80歳の年代の方が一生懸命栽培管理をしてあります。高齢だから、後、担い手がおらんからやめるというのはそのまま、その畑は何も生まないような状況になってしまいますので、それをやっぱりうまく受け継ぐ仕組みをつくる必要があるのではないかなと。

果樹類は、御存じのように、特にミカンの場合は植えつけてから、苗木からいきますと、その畑できちっと収支が改善するまでには10年近くかかります。今から新たに植えつけてというのは、やっぱりそういう一つのきちとした生産基盤というか、経営基盤がないと、なかなか果樹類には取り組めないだろうと。それで、どうしてもやっぱり施設野菜、一年生作物に行く傾向がありますので、そういうことでいくと、だんだん中山間地の農業というのはやっぱり衰退をしていく、傾斜地の農業はですね。

この傾斜地農業というのは公益的機能といいますか、国土保全にしろ、水源の涵養にしろ、

やっぱりそういうやつも担っておりますので、経営というよりかは、そういう暮らしの中でこういう守る仕組みをつくる必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃられた中山間地には、やはりそういう小さな土地であったり、中山間地に限らず、高齢化であったり、後継者、担い手が不足しているというのは確かに担当課としては十分認識をしておるところでございます。

そういったあたり、新規就農に限らず、やはり新規就農者については国の補助であったり、市の単独の補助であったり、そういったものを準備させていただいておりますけれども、そうじゃなくて、今、議員おっしゃられた、高齢になってもうやめようと思っていると。だから、そこにどなたかが、例えば、自分は定年して仕事をやめたと、そういうところでそこに自分もミカンをつくってみようか、ブドウをつくってみようかとか、そういう情報をやはりJAであったり、当然、市役所であったり、部会、それぞれの部会がございますので、そこら辺の中で情報を共有して行って、今、その土地に、もったいないなというところにそういう希望者があるという、よければ情報のマッチングというか、そのあたりにつきましては、やはりアンテナをより幅広く立てていきながら、そういった対策については講じていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

結構ミカンで苦労されてある方が、我々の年代ぐらいは特にですけど、おられまして、だから、今さらミカンという考え方は非常に根強くあると思っています。

ところが、今結構いいとですよ。この何よりもいいというのは、きょう必ずやらにゃいかんという仕事がない。きょうできんなら、あしたでんいいかなと、割と管理に余裕があるということですね。それと、何より反当収量がほかの果物と比べて格段に多い。長い間、九州内のミカン産地をずっと回らせていただいておりますけれども、一つ、そういう話の中では、最低でも10アール当たり6,000キロか7,000キロとれるような畑にしろと。そうすると、あんまり面積は必要ないですよ。温州ミカンのいいところは、反当10トンまでは、1万キロまでは十分に可能、管理さえちゃんとやれば、そう難しくない状況にあります。

そういう中で、先ほど示しました第5次八女広域農業振興計画の中のかんきつの部分の平成34年度の目標が栽培戸数が320戸、平成28年度から100戸余り減る計算になっています。栽培面積も471ヘクタールから379ヘクタールにかなり減っておりますし、生産量だけは8,950トンが平成34年に9,100トン、要するに生産量は伸びるという計算。面積は減るけど、生産量は伸びる。これは樹齡がどんどんたってくるということも計算の上だろうと思いますけれ

ども、昭和36年に果樹農業振興特別措置法ができて、そこから構造改善事業とかどんどん打たれて、一遍にミカンの栽培面積がふえました。このころは、国がちょっと笛を吹けばすぐ踊る人がいっぱいおりましたけれども、今は自主的に自分からというのはなかなか無理と思うとですよ。ある程度行政主導でそういう場をつくっていかんと、現状を維持するのはなかなか難しいのではないかなど。十分見込みはあると。これはやる気の問題ではないと思います。生産者のやる気があればという待ちでは、恐らくこれはいつまでたっても乗ってこんだろうと。

そういう意味で、ぜひある程度地域を絞って、ここにはこういう作物をやりましょうということ振興計画の中で、農業振興の中で出していただけだと思いますけれども、いかがですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃられたとおり、人間は減ってきている、面積も減ってきている、ただ生産高は余り変わらない。ということは、単価は当然維持をしていた中で、それだけの品質を持ったという生産をされてあるという状況だろうと思います。

これはかんきつに限らずですけれども、八女市には当然、果樹、いろんな作物がございますので、議員おっしゃられたミカンに限らず、当課としては、やはりさまざまな果樹、野菜、いろんなものがございますので、そういったもののそれぞれの地域で抱えてある状況をまずは把握をした中で、そこに対してどういう対応策をとっていくのか、これがまずは急務ではないかということで考えておりますので、これにつきましては当課としても、やはり汗水をたらしてそういう調査なり、そういったことでまずは第一歩を踏み出すべきではないかなどということで感じております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

非常に前向きな答弁だったと評価をいたします。

その地域、地域でいろいろ事情はありましようけど、やっぱりここはこの作物にある程度適しておるといのがあったら、それを中心に振興をしていったほうが効率もいいと。

病気の問題とか、今、ポジティブリスト制になって農薬のドリフトの問題が出てきますので、あんまりにも広い箇所では基盤整備をするというのは、それは一つの方法ですけど、特に温州ミカンの場合、そういう必要はないと。反当収量が上がるために2反でも3反でもあれば、十分そこで仕事ができる部分がありますし、またせっかく、今現にそういう畑を管理してあるところの継承がうまくいくように、今後ともひとつ仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思うところです。

最後ですけど、まちづくり団体等の活動への支援についてということで1点だけ伺います。

自治運営協議会であるとか行政区も含めて、いろいろな1つの組織の中で、基幹道路あたりの歩道に街路樹の植えつけのためにあいておる場所があって、その草花の植えつけ、あるいはかん水とか除草とか、結構活動をしていただいておりますけれども、車道と隣接しているために、いろいろな面で活動においては細心の注意が必要だろうと思っておりますけれども、この点に対してどういう考えで支援をされるのか、お願いいたします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

日ごろからの道路愛護、河川愛護等、非常に御迷惑をおかけしております。ありがとうございます。

今おっしゃられた道路の横、植樹帯とか、場合によってはかなり大きな高木を植えたりしておりますけれども、その管理につきましては、基本的には道路の一部として市が管理すべきでございますけれども、場所によっては、今、議員おっしゃられたように、地元のほうで草花を植えてもらったり、水やりとかやっております。

支援といたしましては、できることでありますのは、うちのほうで必要なロードコーンとかそういうのは当然準備ができますので、そういうのを前後に置いていただいて、狭い道であれば、いろんな問題があると思っておりますけれども、ある程度広いところについては、そういうことで対応ができるかなと思っておりますので、今後も何か必要な分があれば、御相談いただければ、また個別に対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

○4番（堤 康幸君）

一応、今年度から道路河川愛護報奨金の限度額を倍額に引き上げをしていただきました。これは行政区の区長の経験者としては、非常に区の厳しい財政の中に、あんまり負担を考えずに整備をやるということで非常にありがたく思っておりますのでございます。

従来であれば、それこそ40年、50年前、陰切りとか必要なかったんですよ。ほとんど燃料に、まきが燃料でありましたので。それから、草はそれぞれ飼育しておる牛とかヤギとか、そういうやつの飼料にとっておりましたので、道路愛護といえば、未舗装路が全てだった関係で水切りをつくるぐらい。今は舗装をしていただいておりますけれども、要するに雑木を切る人がまずおらん。草を切る人もおらんですよ。そういう中で、やっぱり結構、市道、県道も含めて地域内に道路の延長が長いところは、人口減も含めたところで、高齢者も多くなったところで道路愛護は結構苦勞をされております。そういう中で、今度の限度額の引き上げというのは、やっぱり重機を安心してというか、財政的に心配せずに使えるようになったと、非常にいいことだなと思っております。

ただ、陰切りあたりにしても、やっぱり通行の安全の確保等が当然必要になってきますので、できればそういう面で、先ほどコーンの貸し出しとかありましたので、やっぱりそういうやつも含めて、今後はまた区長会あたりに示していただければと思います。

それから、1点だけ、せっかくこういうふうに上げていただきましたけれども、実施したことによる、作業実績があることよっての報奨金ということですので、できればこの限度額は撤廃していただいて、仕事をした分しか要するに補助金の交付はなされんということでございますので、投げ渡しの助成金とは違うという側面からして、決して不公平になる報奨制度ではないと思っています。そこら辺のところを今後さらに検討をいただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

4番堤康幸議員の質問を終わります。

午後2時35分まで休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

こんにちは。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には大変お忙しい中にたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。

さきの通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、環境衛生対策について、アンテナショップ八女本舗についての2点でございます。最初に、環境衛生対策について伺います。

昨年9月定例会におきまして、平成29年3月に策定された八女市環境基本計画の法的位置づけ及び幾つかの具体的な取り組みの内容について質問いたしました。1年たった中で検討された結果や進捗状況を含め、4つの課題についてお聞きいたします。

第1点は、八女市環境基本条例制定を提案させていただきましたが、検討、研究された結果はどのような方向に進んでいるのかをお尋ねいたします。

2点目は、廃プラスチックと生ごみの資源化についてです。プラスチックごみは海洋汚染の原因として国際的にも関心が高まり、日本においても環境省がプラスチックごみ削減に向け動き始めたことは、将来のプラスチック資源循環、その先には脱プラスチックにつながることで期待されます。議会としても廃プラスチックに対しては国の状況を注視しながら分別、資源化の検討実施をお願いしているところでございます。また、生ごみの資源化については

近隣市町を含め積極的に取り組む自治体がふえており、当市としても環境基本計画にのっとり実施する時期に当たって構想をお聞きいたします。

3点目は、食品ロス削減についてですが、具体的な手段として30・10（さんまるいちまる）運動が推進されていますが、その進捗状況とそのほかの食品ロス削減に関する取り組みについてお尋ねいたします。

4点目は、トイレの洋式化についてです。近年は住環境がさま変わりし、特にトイレはウォシュレット機能開発から急速に洋式化が進んでいますが、全国的にも公共施設や小中学校のトイレについては大きな課題の一つと推測されます。環境衛生の観点からいえば、一般菌数、大腸菌数、アンモニア付着量のどれをとっても和式便器が高い数値を示すデータがあるとおり、洋式便器が断然まさっております。また、国内外からの観光客を迎えるに当たっても衛生的なトイレは今後必須条件になると考えます。以上の観点から、トイレ洋式化の考え方と今後の計画についてお聞きいたします。

次に、アンテナショップ八女本舗について伺います。

平成27年12月定例会において質問いたしました。3年たって検証された結果と今後の方向性については大変興味と期待を持っているところです。特に、まち・ひと・しごと創生総合戦略にうたわれています農林業の6次産業化を含めた商品開発と八女本舗の活用に関しては、これからの農林業界に貢献できる施策になると感じております。そこで、今後のアンテナショップのあり方、構想を中心にお聞きいたします。

以上2点について、執行部におかれましては、わかりやすい言葉で明確な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これからは質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

5番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、環境衛生対策についてでございます。

八女市環境基本条例制定の提案に対する検討結果とその方向性はこの御質問でございます。

本市では平成4年に市の良好な生活環境の確保を総合的に推進するため、八女市環境保護条例を制定しております。しかしながら、地球温暖化を初め、近年のさまざまな環境課題に対し、基礎自治体として国、県とともに長期的かつ総合的に取り組むことが不可欠となっております。また同時に、美しい八女市の自然環境を次世代にしっかり引き継ぐことが私たちに課せられた使命だと認識しております。

このような状況を踏まえ、将来を見据えた八女市の環境行政のあるべき姿や市民一体となって目指すべき方向など、新たに条例に定めるべく、現在、庁内で調査検討を進めており

ます。今後、環境審議会の御意見も伺いながら、おおむね来年度中を目標に議会に上程をしたいと考えております。

次に、廃プラスチック及び生ごみの資源化をどのような考えで今後は取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

資源循環型社会を構築する上で、御質問の廃プラスチックや生ごみの資源化は極めて重要な課題と認識しております。廃プラスチックの資源化につきましては、これまで市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、食品トレイとペットボトルを先行実施してきました。さらに、近隣市町と研究会を発足し、処理体制の確立に向けて取り組むとともに、本年3月まで廃プラスチック収集実証実験を実施し、分別や収集に関する課題や問題点を整理しているところでございます。また、生ごみの資源化につきましては、本年度より環境衛生協議会において分別資源化モデル地区を設定し、地域における生ごみ処理実証実験事業を始めることとしております。

今後、資源化に向けたさまざまな課題を解決しながら、昨年3月に策定した八女市環境基本計画に基づき資源循環型社会の構築に向けて取り組んでいく所存でございます。

次に、30・10運動を含めた食品ロス削減に関する取り組みの進捗状況はというお尋ねでございます。

平成27年度の日本国内における食品ロスは646万トンで、この量は世界の食糧援助量320万トンの2倍に相当すると言われており、これを削減させることは、ごみ処理費の軽減のみならず、二酸化炭素の削減により地球温暖化防止に大きく寄与するものでございます。

このため近年、国はもとより、地方においても食品ロス削減に取り組む自治体がふえつつあり、本市においても環境基本計画の主要施策の一つとして位置づけしております。既に11月15日号の「広報やめ」でも食品ロス削減について周知を図っているところですが、家庭での食材の適量購入や外食時の食べ残しの削減など、広く市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら取り組みを進める必要があると考えております。中でも30・10運動は、外食における食品ロスを減らそうと長野県松本市が提唱し全国に広がりを見せているもので、本市でも本年度から本格的に取り組みを始めたところでございます。特に、これから年末に向けて外食や酒席が多くなる時期でもありますので、飲食店や消費者の御理解をいただき、ぜひとも30・10運動に取り組んでいただくよう積極的な啓発に努めているところでございます。

次に、市管理施設におけるトイレの洋式化の考え方と今後の具体的な計画はというお尋ねでございます。

一般的に各家庭や商業施設などについてはトイレの洋式化が進んでおります。そのような状況の中、本市の公共施設におけるトイレの洋式化の考え方につきましては、利用者の利便性の向上、または衛生面からも洋式化は必要であると考えております。今後の具体的な計画

はございませんが、施設の改修工事を行う際には洋式化を進めてまいりたいと考えております。

次に、アンテナショップ八女本舗についてでございます。

まず、オープンして5年経過をしましたが、検証した結果の課題、問題点はこの御質問でございます。

八女本舗は平成25年6月1日のオープン以降、毎朝、新鮮で安心・安全な野菜を福岡市へ運び、消費者から高い評価をいただいております。顧客は年間11万人を超え、朝の開店時には20人ほどの行列ができるなど、順調に運営できていると感じております。ただ、オープンから5年経過し、課題も見えてきております。課題の一つが出荷者の高齢化です。出荷登録者は年々少しずつふえておりますが、より多くの方に出荷していただくように八女本舗運営協議会とも連携して方策などを考えてまいりたいと思っております。

次に、今後のアンテナショップのあり方をどのように考えているのかという御質問でございます。

現在の八女本舗は毎朝行列ができるほどに固定客が定着してきておりますので、先ほど申しましたように、より多くの出荷者の確保が大事であると考えております。加えまして、アンテナショップとしてのさらなる情報発信の強化が必要であると考えております。現在、八女本舗内には情報発信コーナーを設けており、そこではイベント情報の伝達と、バスツアーや体験などの申し込みを受け付けるなど、八女市の魅力ある情報を発信しておりますが、今後は新鮮な野菜や農産物だけではなく、さらなる八女の情報発信を強化していくことが今後のアンテナショップのあり方と考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○5番（高橋信広君）

丁寧な答弁ありがとうございました。

最初に、環境基本条例の件でございますが、前向きに検討いただきまして、議会に上程の意向まで言及されたことについては感謝申し上げます。

まず、お聞きしたいのは、庁内での調査研究、具体的にどういう検討をされたか、これについてお尋ねします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

議員御質問の環境基本条例の制定についてでございます。

議員から御提案をいただきまして、私ども事務方といたしましては、当然のことながら近隣市町村を初め、各自治体の制定の状況、それから、本市においては、既に前回の9月議会のほうにも御答弁を申し上げましたように、今、市長答弁にもありましたけれども、現在、

八女市では環境保護条例という条例がございます。それとの整合性、そういうものを含めまして、新たに平成22年合併をいたした八女市として、この環境行政に対してどのような観点から条例化に向けて進めるべきかということで、さまざまな情報収集をやってまいりました。その中で、後ほど恐らく御質問あろうかと思えますけれども、従前、環境保護条例とって制定をしていた時代は、御案内のとおり、高度成長からさまざまな環境課題が直接住民にかかわって、どう市民を守っていくか、住民を守っていくかという観点で、おおむねの自治体は保護条例という観点で制定をしてきておりました。八女市についても同様の観点でございましたので、やはりこれを今の市長答弁にございましたように、新しい時代、大きく環境を取り巻く情勢が変わってきた中で、どういう方向を目指すべきかということで情報収集をし、内部でそういう観点から整理をしているという状況でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

その中で、今の保護条例では環境が大きく時代が変わったということからいって、どういう視点でというか、目指すところ、いわゆる理念的なところを、まずこの基本条例をつくるに当たって、それをお尋ねします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

どのような理念で基本条例を策定するのかという御質問だと思います。

細かな各論につきましては、現在、詰めておるところでございますので、まだ具体的に申し上げる段階ではございませんが、基本的には先ほど市長が御答弁申し上げましたように、やはり地球温暖化を初め、基礎自治体としてどのような立ち位置でどう取り組んでいくかと、それに対して市民の方と一緒にあって、あるいは市民の方とどういうことを目指しながらやっていくかということが、まず大きな柱として八女市の環境の柱になる方針を定めるということが一つのポイントではなかろうかと思っています。

それから、2点目といたしまして、やはりこの八女市においては、御案内のとおり、この美しい環境、これをどう私たちが守っていくのか、市長答弁にもこれはございましたけれども、これをやはり具体的の方針を示しつつ、将来をどう描いていくかということが大事なことはなかろうかと思っております。その他もろもろの課題はあろうかと思えますが、大きくその点はまず基本的なスタンスとして、そういう中でどういう組み立て、あるいは補足する分をどうやっていくのかということに取り組んでいくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

これを制定するまでには少しいろんなプロセスをとられると思いますが、先ほど市長答弁

の中にありました環境審議会のかかわりというか、相談しながらという答弁がありましたけど、どういう形でここをかかわっていただくのか、これについてもお答えできますか。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

環境審議会とどうかかわっていくのかという御質問でございます。

環境審議会につきましては、議員御承知のとおり、昨年3月に策定をいたしました環境基本計画策定の折にも、15名の委員さんで構成をしておりますけれども、専門的な見地から、あるいは広域的なさまざまな見地から御意見をいただきながら成案になるまで御指導をいただいたところでございます。とりわけ環境行政におきましては、やはり専門的な、あるいは地域に根差した多くの方々の御意見を集約しながらこの計画を詰めていくということから、環境基本計画の折にも御意見をいただきながら進めてまいりました。形といたしましては、市長が諮問をいたしながら答申をいただくということでございますけれども、その中で、やはりその時代に応じた観点といたしますか、あるいは専門的な部分、さまざまな観点からいただきますので、今回の基本条例制定につきましても、当然のことながらそういうことを生かしつつ、将来の八女市、先ほど申し上げました、大きな方針に向けて御意見をいただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。この件については余り性急にということをおもっておりませんので、じっくりと色々な方面で調査研究も進めながら、ぜひ八女市にとって、1つは、やっぱり全ての市民の方、あるいは事業者もかかわる条例になると思いますので、いわゆる理念条例ということだけじゃなくて、例えば、規制とか、そういうことも含めた、視野に入れた、やっぱり総合計画の基本理念にありますように、美しいまちづくりということに寄与できるような条例にしていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いしておきます。

次に、廃プラスチックと生ごみの資源化についてお聞きしますが、まず、廃プラスチックの件なんですけど、私、先月の11月2日に福岡で浄化槽シンポジウムというのにちょっと参加させていただきました。そのときに環境省の資源循環局の浄化槽推進室長という方の講演がありました。終わった後に、この方にプラスチックごみの日本の方向性ということをお聞きいたしました。そんな中で、報道にも既にあるんですが、来年6月、G20が大阪で開催されます。そのときにやっぱり政府としても、プラスチックごみ問題について国としても強くやっぱり姿勢を打ち出そうということが一つあるようです。最終的にはどうか、時間はかかるんですけど、脱プラスチックの方向に動くのですかと言ったら、そうだとおっしゃっておいりましたので、時間はわかりませんが、日本もその方向に向かうのかな

と感じております。

プラスチックというのはいろんな種類が多くて、資源化できるもの、できないもの、あるいはできても非常に手間暇がかかるものと大きくは3つ分かれるような気がしますが、そのような国の動きの中で、八女市としてこれから細分化していくことが本当にいいのかどうか、この辺のことはじっくり検証していただきながら、できるだけ最低限のことをやっていただく、あるいは片一方では、焼却することでどのような被害がある、マイナス面があるかと、そういうことを含めてぜひ対策を打っていただきたいんですが、今のお考えというか、見解のほうをひとつお聞きいたします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

廃プラスチックの処理につきましては、やはり今お話がありますように、特に近年、マイクロプラスチック等の被害という観点からも非常に注目を浴びておりまして、市としても、市長答弁にもありましたように、重要な課題と認識をしております。そういう中で、今後、市としてこの廃プラスチックにどうかかわっていくのか、どういう処理をしていくのかということですが、先ほど御質問にありましたように、環境基本計画の中でも一定の方向性は出ささせていただいておりますけれども、答弁時間が限られておりますので短くまとめて申し上げますと、やはり資源循環型社会を構築する上ではその資源化は不可欠であると認識はしております。しかしながら、今御質問にありましたように、特にプラスチックにおいては、これまでのどちらかという使い捨て社会から、今回一つは大きく国としても一歩踏み出して、リユース、いわゆるプラスチックであっても再度繰り返して使えるようにシフトをしていく、あるいは同じプラスチックでも石油からつくったようなプラスチック製品じゃなくて、自然に戻るような製品に変えながら環境負荷のないプラスチックに変えていく、そういった動きが、今御質問にありましたように、進んでいくんじゃないかと認識をしております。

したがって、従前、先行自治体は廃プラスチックを回収しながらいかに再利用、資源化していくかという視点でやってきておりましたけれども、八女市においては、やはり広範な八女市の中で一つ一つ回収して、それを従来型と同じように資源化することが果たしているのかどうか、いろんな観点から検討が必要であろうと考えております。ですから、今後の方向につきましては、国のそういう動きも見据えつつ、やはり市としての適切な、あるいは効率的な処理なり資源化のあり方、これを十分研究した上で取り組むことが必要ではないかと思っております。

したがって、これまで先行してやってきました一定の食品トレイでありましたり、資源化できるものについては、それはそれとして継続していくことになろうかと思いますが、

そういうプラスチックを取り巻く環境の変化も十分見据えて今後慎重に取り組みを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

その中で、ことでしたかね、視察に行ったときに、大崎町のいわゆる資源ごみの回収を現場も見させていただいたんですけど、そのときに発泡スチロールも回収されていまして、それについて少し詳しく聞いていましたら、発泡スチロールについては非常に資源化が簡単で、それからもう一つは、高価に売れるメリットがあるということがちょっと耳にこびりついているというか、非常に気になっていまして、この発泡スチロールについてはやっぱり個人的にも処理にちょっと困っている分というか、細かく砕いて廃棄しているという状況がありますので、資源化ができるのであれば、ぜひこれは早く取り組んでいただきたいんです。これについてはいかがでしょうか。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

今御質問の発泡スチロールの資源化につきましては、おっしゃるように、先進した自治体ではそういう取り組みをやっているところもございます。問題は、八女市の場合がそこをどうストックしてどこに流通で流すのかというところが課題でございますので、御意見も拝聴しながら今後具体的な取り組みについて研究をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

それから、今、回収されているのはトレイとペットボトル、それ以外は基本的には焼却ということになっていると思うんですが、この焼却している中でプラスチックを燃やすことで、被害であったり、何か問題点等が今起きているのかどうか、これについてお聞きいたします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

プラスチックを焼却することで何か問題が起きているかということですが、八女市におきましては、御承知のとおり八女西部クリーンセンターで一括して処理をいたしております。ここでは特段、プラスチックがあることで被害があるとは伺っておりませんが、逆にも、逆に想定されるのは、他方、やはりもともとの設計のエネルギーといいますか、計画がございますので、例えば、著しく搬入するものが変わってくるといことになると、もともとの処理施設との兼ね合いが出てくる可能性があるかと思っております。もうちょっとわかりやすく申し上げますと、例えば、プラスチックを全く入れないということになれば、逆に場合によっては助燃剤が必要になるのではないかという懸念もございます。これは具体的

な中身を詰めないと言えないと思いますし、当然、生ごみ等の処理との兼ね合い等もござい
ますので、そういう段階にならないとわかりませんが、直接入れることによって問題
ということよりも、どちらかというところそういう観点の視点が必要じゃないかと思ってお
ります。

それから、ちょっと先ほど申し上げ損ないましたけれども、やはり廃プラスチックの処理、
八女市でやっていく場合は、最終的にはコストの部分も十分踏まえて取り組む必要があ
ろうかと思っておりますので、十分そういった点も踏まえて、今後検討していきたいと思
っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

あと1つ、市長答弁にありました近隣市町との研究会を発足し云々とありますが、これ
について少し触れていただけますか。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

これまで廃プラスチックを回収して、問題は、どう処理していくかという過程の中で、具
体的に申し上げますと、やはり近隣に処理する施設がなかったということで、先行してや
っております隣の筑後市は熊本市まで運搬をしているということでございまして、やはりも
うちょっと地域で効率的に処理ができないかということで研究会を発足いたしました。結果
的に本年4月から大木町に施設ができて、現在はそこで油化ということで油にする処理施
設ができ上がっております。そういう状況でございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。

次に、生ごみの資源化、あるいは堆肥化についてなんですが、まず、市長答弁にあった環
境衛生協議会における生ごみ処理実証実験事業ということの具体的な事業内容、これに
ついてお尋ねいたします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

生ごみの処理におきましては、やはり今後の大きな課題であろうかと思っております。と
いいますのも、相当部分が、後ほど御質問にもあったように、30・10運動とか、いかに生ご
みを減らしていくのかと、資源化していくのかということも大きな課題と認識をしております。
そういう中で、新しい八女市において、先行した自治体は、既に御案内のとおり、これをガ
ス化して発電するような自治体もございまして、また、堆肥化しているような自治体もござ
います。八女市はどうしていくのかということになったときに、先ほど申し上げましたよう
に、この広い八女市の自治体で端から端までこれを集めてきて一気に処理をするというのは

なかなか非効率的だということがございます。他方、こういう景観である農業地帯の中で、やはりこれをうまく地域で活用したり資源化ができないかということも議論に上がってきたところでございます。

そういう中で、今回の実証実験といいますか、取り組んだ背景といたしましては、やはり合併をして中山間地域は山間地域の条件、平場の人口密集地域は密集地域の条件、それらを勘案した新しい処理体系を確立すべきじゃないかということの第一歩といたしまして、地域で生ごみを、これまで個人でコンポスターという緑色の堆肥化をする入れ物がございますけれども、これの普及促進もやっていったところでございますけれども、これを家庭1軒で自分方の農地に還元するというのをやってきていただいております。それによって減量化も進んでおりますけれども、やはりこれをもう一歩進めて、地域ぐるみで減量化をやるような取り組みができないかということで、生ごみの処理を地域であったり個人であったり、全体でみんなで減らしていったらどうか、あるいは先ほど御質問の廃プラスチックも一緒に集めたらどうかということで、現在、各地域、ようやくですが、週2回の可燃ごみ収集を今やってきております。これを逆にもっと収集しなくていいような、わかりやすく言いますと、そういう地域を目指そうということで、地域指定をやりながら、その中にコンポスターの支援でありましたり、生ごみの処理のためのさまざまな支援をやることで地域の中で循環ができ、結果的に可燃ごみを減らすような体系を、特に中山間地域を中心に一つのモデルケースとしてやってみたらどうかということで取り組みを始めたところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。

一方、この生ごみについて、本当いろんな自治体の取り組みなり、そういう中で、八女市はこれだけ広大な敷地というところの問題、課題がある。一つ、これも視察した中で、日置市の取り組みなんですけどね、これも以前から研究はされたと聞いておりますが、日置市が随分前に進んでいて、におい等も全くなかったということで、我々もいい話だけを聞いてきましたが、これについて部長も行かれたので、このことも含めて、これからの展開というか、お考えがあればぜひお聞かせいただければと思います。

○市民部長（松尾一秋君）

お答え申し上げます。

ことし日置市のほうに夏場に視察をさせていただきました。非常に生ごみの堆肥化というのはにおいがひどいということもありまして、どのようにやっているのかということでそこに非常に関心があったんですけれども、かなりの量だったんですが、ほぼにおいがいいような状態で処理をしていらっしやいました。聞いてみますと、たくさんの自治体や関係者が視

察に来ておられるそうです。じゃ、日置方式を持ち帰って実践した自治体、そして、本格導入した自治体があるのかと聞きましたところ、一つもないという答えでございます。その地域に合った生ごみの処理方法があるんだと、日置で使っているようなやり方、方法、あるいは使っている菌をそのまま持ち帰って使ってもうまくはいかないと、いかに各自治体はその地域に合った処理の方法をアレンジしながら研究をしていくかというのが大変重要であるということを盛んにおっしゃって、まとめはそういうことだろうと思っています。

持ち帰りまして、私のほうで環境課長ともいろいろ話をする中で、来年度、日置方式というわけではございませんけれども、しっかり生ごみ処理の実証実験を本当にあいつた形でやって、においがないようなごみ処理ができるのかというところを八女の場所においても実験する必要があるだろうということで、今、予算要求の時期でございますので、そういった形で財政にお願いをしようじゃないかという形で進めているということでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

大変難しい問題ではありますが、また市民にとっては非常に重要な課題でございますので、ぜひ前に進めていただくようよろしくお願い申し上げます。

次に、30・10運動ですが、これについての取り組み、大分啓蒙活動等進んでおられるようですが、具体的にどういう活動をされておるのか、これについてお聞きします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

30・10運動をどう進めているかということでございます。せっかく御質問いただきましたので、この場をかりまして改めて御紹介をさせていただけたらと思っております。

先ほど市長答弁にもございましたように、やはりこれは非常に結果的に浸透するまでは時間がかかるかもしれませんが、一人一人の御協力をいただくことで、それが即、大事な命をいただくという食を取り組むということにつながってまいりますので、職員はもとより、皆さん方の御理解をお願いしたいということで考えているところでございます。

今般の普及につきましては、先ほど申し上げますように、まず11月15日号の広報に詳しく載せさせていただきました。2ページを使って30・10運動に至る食品ロスの現状、あるいは家庭における取り組みの御協力を含めて、まずこういう問題をよろしく願いしたいということで御案内をさせていただいたところでございますが、その後、こういったパンフレット（資料を示す）もつくって活用させていただいております。特に、この30・10運動マニュアル、こちらは幹事さん用ということでございます。30・10運動を私が今さら言うまでもなく、宴会でいろんな方が立ち回って御挨拶をされると、どうしても食事が残ってしまうということで、捨てられるということから、最初の30分は食事を楽しんでくださいと、その後いろん

な御挨拶をしていただいて、また、お開き前の10分間は席に戻って最後の食事を楽しんでいただいて、食べ物を無駄にしないでくださいということをとって30・10運動ということでございますので、それをやるには、やはり宴会でありましたら幹事さんが具体的に進めていくことも必要になってまいりますので、これは幹事さん用の資料というものをつくっております。こういうものを含めて啓発を今進めておりますし、市内の店舗に実は先般、先週までかけてうちの課の職員がお願いをして回っております。それで、今のパンフレットはもとより、ポスターもそれぞれお店に張らせていただくようにさせていただきました。（資料を示す）

「食品ロス削減、食べ切ろういただく命に恩返し」ということとさせていただきます。ぜひとも議員各位の皆さんもこういうスタンスで、食品ロスの削減に御協力いただけたらと思っておりますし、あわせて、お店にはこういうコースター（現物を示す）も配らせていただきました。消費者の方に、お客さんに御理解をいただくようにということで、おおむねお店の方々は協力的に御理解いただいておりますので、これを皮切りにこれから一生懸命取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ぜひ我々も協力というか、一緒に進めたいと思いますので、30・10運動が定着することを期待しております。

それから、これはどちらかといったら宴会、皆さんが集まる場所、事業者というか、店舗のほうを中心になりますよね。家庭のほうですが、家庭のほうにもそういう抽象的なことではなく、啓蒙していくということなんですが、私も少し調べた中で、例えば、札幌市とか広島、北九州、日曜日は冷蔵庫をお片づけとか、やっぱり家庭を自分の家に置きかえますと、冷蔵庫に無駄なものが結構入ってしまっていて、また買って無駄になって捨てるということを結構やっているような気がして反省しておるんですが、この冷蔵庫の定期的な整理、あるいは把握ということを習慣づけていけば随分変わっていくような気がしますが、具体的な啓蒙活動を課長やっていただけませんか。

○環境課長（原田英雄君）

おっしゃるように、冷蔵庫の例を出していただきました。たしか冷蔵庫も、実は昨年、食品ロス削減の全国大会がございまして、そのときも今、議員おっしゃるような形で御紹介をいただきました。具体的に札幌市あたりは啓発用のビデオを作成して、いろんな機会でもうやって点検したらこうなりますよとかということで出しているようでございますので、十分先進自治体の事例も参考にしながら取り組んでいきたいと思っておりますし、あと、やはり今おっしゃるように、30・10、外食以外に家庭での食品ロス削減のためにはまたいろいろな取り組みが必要かと思っております。そういう献立であったり、できるだけ、何というん

ですかね、全部を使った料理のメニューであったり、いろんなことでまた今後取り組みが必要かと思っておりますので、そういうものもあわせて取り組んでいきたいと思っておりますし、食品ロスという観点では、それ以外にもいろんなところからの食品ロスと言われるものがございますので、賞味期限の問題であったり、あわせて啓発なり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。プラスチックの件、それから、生ごみの件についてはいろいろと前に進んでおりますので、ぜひとまることなく前に進めていただくようよろしくお願いいたします。

それでは次に、市管理施設のトイレの洋式化というところに行きたいと思いますが、今回、資料を出していただくのに洋式トイレの設置状況ということでお願いしました。これは結果的には3,112というトイレを把握していただくのに、多分、行政の皆さん大分御苦勞をかけたと思っておりますので、これについてはお礼申し上げます。

ただ、実態がわかりましたので、私が見る限り思ったよりかなり進んでいるなど。洋式化が62.2%ですから、かなりばらつきはあるんですが、トータル的にはほかの自治体よりかは進んでいるような気がしています。

それです、学校関係はちょっとおいておいて、そのほかの施設からいきたいんですが、この中で、一応カテゴリーというか、例えば、庁舎、公民館、学校、公営住宅といろいろ並べていただいて、それから、地区別に、旧市町村別に分けていただいています。そういう中で、これから取り組まれる何か優先順位というのは計画的に僕はすべきと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

トイレの洋式化については今回改めて調査をさせていただいて、議員おっしゃるとおり、他自治体のほうの進捗よりも少し進んでいるのかなという認識ではおります。

今後の洋式化の優先順位ということですが、各施設のトイレの利用状況や施設の種別、機能ごとに検討すべきではないかなと認識をしておりますので、引き続き利用者が快適に利用できるようなトイレの整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

結構簡単におっしゃいましたが、例えば、優先的にやるのは、やっぱり住まいになる公営住宅、市営住宅、これは最優先だと私は思うんですが、ただ、市営住宅も入居率であったり、もう既に使わないとかいろいろあるでしょうから、要は入られるところ、入っておられると

ころが100%になるような考え方は絶対してほしいんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

確かに公営住宅などについては現実的に日常生活をその場で行っていただいているような状況とされますので、やはりそういったところから優先的に進めるべきではないかなと思っておりますが、あとは、例えば、高齢者とか子どもさんとかがお使いになるようなトイレにつきましても、弱者という点で申し上げますと、やはりそちらのほうから優先的に進めるべきではないかなと考えております。

○5番（高橋信広君）

今はまだ十分に検討されておる様子が見えないので、改めてこれだけの資料をせっかくなつくっていただいたので、個別に、あるいはエリア別にというところをしっかりとですね、もちろんいろんな行政区長の要望とか周りからの要望もあると思います。そういうことを含めてどうしていくか、優先順位というところにはしっかりとやっぱりやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、補助金というのを一つ調べてみたんですけど、観光関連というのは国から3分の1の補助があるように観光庁のほうから出ていたと思いますが、これについては活用できますか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

お答えいたします。

観光関連の補助金のほうを調べてみましたところ、観光庁が出しております、特に外国人対応のインバウンド対策でそのようなメニューをつくられております。条件、いろんな要件をちょっと確認いたしましたら、まず伝建地区については問題なく行えるという条件になっておりました。それと、観光案内所があるところにあるような条件がございまして、まずカテゴリー2以上ということで、そのカテゴリーというのが英語がしゃべれる常駐のスタッフがいること、それが条件になっているものですから、今のところ八女市で使えるのは伝建地区が該当するのではないかなと考えております。

○5番（高橋信広君）

わかりました。ほかにももし国だけではなくて県でも前に進めるということがあれば、その辺はよく把握していただいて、活用できるものはぜひ活用しながら洋式化を前へ前へ進めていただきたいと思います。

次に、学校関係を少しお聞きいたします。

学校については、小中学校で46.5%の洋式化率ということで出ています。近隣の洋式化、

全国では43.3%ということで把握していますが、近隣でも久留米、それから、大牟田に次いで高いのは高いです。といっても、やっぱり50%もいないという実情があって、全国的にもこれが非常に問題になっているというのは私も聞いておりますが、今、八女市の学校教育課長としての、多分要望も来ているような気がするんですが、そういうことを含めてどのように進めていかれようとしているのか、計画があったらお尋ねします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

議員の御指摘のとおり、洋式化率が28年4月段階で国のほうで43.3%、その時点で八女市のほうが44.5%でほぼ国の水準ということでございます。取り組み方といたしましては、校舎の大規模な改造とあわせたところで整備をしてきているということと、もう一つは、個別に1つずつでも改修をしているという取り組みをやっているところでございます。そういうことで、社会生活上、その洋式化が進んでいるということは承知しておりますので、そういう部分で大きな施設改修のときに改修をするものと、個別に少しずつ洋式化していく、その2つで取り組むべきであろうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

学校については、特に、体育館がもし災害があったときの避難所としての役割を果たすこととなりますが、そうなるいろいろな方が活用されるということで、こういう災害がいつどこかかわからないということを考えますと、そういうことも含めてできるだけ、これも優先順位になりますけど、体育館関係のところは早くやるとか、そういうことはぜひ防災上のことを含めて御検討いただきたいと、これはお願いです。

それから、この質問について少しトイレ業界のことを聞いたかったので、T社とちょっとお話ししていましたが、今、子どもさんも、それから、青年もですけど、いわゆる性的マイノリティー、LGBTの方々を配慮する時代になっていると。こういう方は意外と少ないと思っただのくらいですかと言ったら、データ上は13人に1人というんですね。13人に1人というのは左きき、あるいはAB型と余り変わらない。そのぐらいいらっしゃるという前提で、やっぱり学校もこういう配慮が要るのかなと思っておりますが、これはトイレばかりでなくて、今そういうLGBTについていろいろ研究、あるいは対策を練ってられると思いますが、このあたりについてはトイレを兼ねていかがでしょうか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

御指摘のLGBT等につきまして、実際のところ具体的にどういう課題があるというところまでは至っておりません。そういう状況があるということは認識しておる状況でございます。

す。トイレに関していえば多機能トイレというものがございますので、その辺の活用という部分は、デリケートな部分もございますので、個別に丁寧な対応を心がけたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

LGBTについては研究というか、これはあぶり出すという問題じゃなくて、やっぱりそのぐらいいらっしゃるという前提で八女市の取り組みはぜひ研究していただいて対応していただきたいと思いますので、これもお願いしておきます。

それから、トイレについて多目的とかありますが、結局、例えば車椅子だけとか、要は誰でも使えるという多目的ですね、誰でも使えるというサインを変えるだけでも全然違いますので、その辺もぜひ配慮していただいてよろしくお願ひしたいと思います。

それで、全体的には先ほどデータにもありますように、62%ということは高い水準にあるような気がしています。せっかくですから計画的にぜひ進めていただいて、早期のトイレの完全洋式化ということができれば、美しいまちづくりにつながっていくと思うんですが、その辺、市長の見解をお聞きします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

洋式トイレの設置につきましては、順次やっていかなきゃならない極めて日常生活にとって必要な施設であるわけでございまして、まず、やはり第1番目には、私どもの考え方としては公共施設を優先的にまずやる。特に、学校、高齢者の施設ですね、あるいは独居老人とか、あるいは介護を受けている方々、そういう非常に洋式でないと日常の生活にも影響するところをやっぱり重点的に考えていかなきゃならない。ただ、これは予算が伴いまして、総額にすればかなりの予算になると思いますので、できるだけ教育委員会の財源を十分——議員御承知のように、今もやっておりますけれども、ほかにも学校教育はやらなきゃいかんことがたくさんあるわけでございますので、そういう観点からぜひ前向きに考えていかなきゃならんと思っております。

先ほども質問の中で御答弁申し上げましたけれども、福島を中心街の交差点の西鉄のバス停にトイレがないんですね。今度は上りのほうもトイレがないんです。それで、議員御承知のように、福島を中心というのは、やっぱり昔から八女では最も栄えた地域で、そのバス停にトイレがないというのは全く困った話なわけで、先日、西鉄の取締役の自動車本部長と会いまして、福島バス停、あれは西鉄の土地なんです。建物もそうなんです。それで、横の北側にいつもタクシーが2台とまっているんですね。そういう状況ですから、西鉄との協議が必要になります。パーク・アンド・ライト事業も増車しなきゃいかんような状態に

なっておりますので、この2点について清水取締役と協議をしまいいりまして、西鉄としては前向きに検討したいと。ただ、市も少しは協力をしてもらいたいというのが本音のようございまして、何とか、そういう特に問題があるところについては早急にやらなきゃいかんだらうと思っております。

○5番（高橋信広君）

ぜひ前へ進めていただくようお願いして、次に参ります。

アンテナショップ八女本舗についてですが、1つお聞きしたいのは、生産者、いわゆる出荷者については八女住民、八女の方だけという規定、あるいはそういう規則があるのかどうか、また、出ているのかどうか、それについて御存じですか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

お答えいたします。

八女本舗につきましては、市と委託契約を結んでおりまして、その中で規定しておりますのは八女でつくられた産物、八女の食材を使った加工品、そういうのに限定しておりまして、八女に住んでいる方を限定にしているわけではございません。八女市以外の方がいらっしゃるかどうかとちょっと調査はしておりませんが、八女市といたしましては八女市民を限定した委託はしておりません。

○5番（高橋信広君）

これについては、ここに資料を出していただいた中で、八女市の負担金がやっぱり20,000千円近くあるわけですね。これは当然、施設費、それから共益費等が20,000千円ということとで毎年拠出されています。そういう税金を投入されているということと考えますと、やっぱり八女市にとにかく直結する方だけというところは少し考えていただきたいなと思っておりますので、これについてはぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、1つ、私は日田のアンテナショップ、これは大丸のエルガーラの地下2階にあるんですけど、ここは八女本舗の3分の1ぐらいしかありません。売り上げ的にはやっぱり1億円程度はあるらしいんですが、ここもどっちかといったら、あそこにあるから売り場的になっているんですね。ただ、1つだけこれはいいなというのが地元のお酒を置いていました。それからもう一つは、5千円とか、いわゆる贈答品をしっかりと受け付けるということを取り組んでおられます。それが大きいのかと思うんですが、あとプラスはふるさと納税をそこで直接受けているという気づいたことはそのぐらいなんですけど、八女本舗のほうも一つ課題はやっぱり単価が800円台、八百三、四十円なんですよね。ここを上げるためにはどうしてもお酒とか、それから贈答品関係、これをもう少し受けられると単価アップにつながるし、もう少し全体の売り上げが上がるんじゃないかと思っておりますので、これもぜひ御検討をいただきたいなと思っております。

それで、次ですね、私は今回この八女本舗のことは数字がどうのこうのが問題じゃなくて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、5ページですが、農産物、それから木材、竹製品というところを6次産業化すると、その商品をブランド化し製品化しながら、これを製品化したら販売として八女本舗を活用すると、そういうことを2年前にうたわれています。それと同時に、地域商社のことも入っています。これは将来的には地域商社、八女市、それから八女本舗ということで、福岡市をターゲットとした最終的には八女ブランドをつくってほしいとされておるのかなと思っているんですが、ここの意図と今の進捗状況をぜひ教えてくださいいただけますか。

○建設経済部長（松延久良君）

お答え申し上げます。

アンテナショップ八女本舗における6次産業化商品の取り扱いという点で現状はどうなっているかというところでございますけれども、6次産業化、林業、あるいは農業についてそれぞれさまざまな視点で推進を図ってまいりました。特に、女性部のグループ、あるいはお茶の業者さん、さらには農事組合法人等々さまざまな団体、あるいは個人を含めて、大きなものから小さなもので現在進めております。そういう中で、特に女性のグループ等々が農産物の余ったものを使って新しい商品を開発するものについてどう出口を見つけていくかという点については、それぞれの直売所だとか、この八女本舗も含めた売り先というのは大変重要になってくるだろうと思っております。ただ、八女本舗における主体的な6次産業化というのはちょっと私自身もまだ把握しておりませんので、今後、十分にその辺をどう生かすかという点については農業、林業サイドの面で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今お話しした中の八女本舗、地域商社、八女市という、ここについては多分、市長のお考えじゃないかと思うんですが、将来的にはこれだけマーケットが縮小する中、人口減の中で、八女市としてもこの地域商社自体はもともと福岡市をターゲットということを打ち出していると思いますので、福岡市という大きな商圈に八女市の産物をもっと売り込もうというお考えじゃないかと私は推測しています。そういう中で、今のこの八女本舗だけを見ますと、八女本舗のお客さんというのは9割方は固定客なんですね。近隣の方が毎日、朝待っていて、楽しむ。どちらかというと僕はスーパー化しているかなと感じて、頑張っていたからそうなんです、八女本舗のアンテナショップとしてのあり方はぼちぼちこういう今までやっていただいているプラス次のやっばり施策というところが変わっていくのかなと。それがこの地域商社であったり、6次産業化であったりということと、福岡の拠点として、あれが狭かったら別物を含めて福岡へ進出すると、ひいてはマーケティングも含めて行政が

乗り込むとひょっとして思われているんじゃないかと私は推測していますが、市長のお考えをお聞きします。

○市長（三田村統之君）

おっしゃるように、このアンテナショップについても何点か課題がございます。最初、議員がお尋ねをいただいた、できるだけ八女で八女の皆さんが生産した農産物を含めて、加工物も含めて販売するよにということでございますけれども、実は商品が集まらないという課題が出てき始めております。私はきのう新上五島から販売に道の駅たちばなに来るんだから行ってみたんですよ。それで、お客さんは物すごく多かったですね。ただ、やっぱり農産物を初め、生産物が足りないと、こういう傾向が出てきているということは、いわゆる立花周辺の生産農家の皆さん方がやっぱり農家離れで生産量が減少しているということ、これが一つ問題があるんじゃないかと。

やはり私はアンテナショップは情報発信で極めて重要ですから、これから観光情報発信に力を入れなきゃいけないと。それと、果たして今の場所でいいのか、あのスペースで。私はどちらかというとお中元とか、お歳暮とか、パックに入ったやつをその時期時期に八女の農産物を販売する、こういうのも売れるだろうと思っております。それと、やはり何といても面積がスペースが狭いので、将来の目的としてはやっぱり住宅の多い、そして、家賃の安い、要するに維持管理費ができるだけ安い、そして、広い面積が確保できる、そういう場所につくることも一つは将来考えていかなきゃいけないんじゃないかと考えておまして、これをこれから議員、時期的に大変タイミング的によかったんですけど、これからのことをアンテナショップは今検討を始めておりますので、また議員各位の御意見も聞かせていただければと思っております。前向きにとにかくここは育てていかなきゃいかんと思っております。

○5番（高橋信広君）

ぜひそういう方向でということと、もう一つあわせてもう一度言いますと、やっぱりこれから行政としても、福岡県は当然福岡県のエリアですから八女の事務所があつて当然です。だけど、これからマーケットを福岡市に持っていこうとされれば、福岡市に行政マンが二、三人いてマーケティングするとか、何かそういう時代に移るんじゃないかと思っております。そういうことも含めてぜひ御検討いただければと思いますので、お願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 47 分 延会